

令和 6 年 10 月 3 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和6年9月

第435回長野県議会(定例会)会議録(第4号)

令和6年10月3日(木曜日)

応招議員

7番 松本市 青木 崇
8番 上伊那郡辰野町 垣内将邦

出席議員(56名)

1番	竹村直子	24番	藤岡義英
2番	小林陽子	25番	川上信彦
3番	林和明	26番	百瀬智之
4番	勝山秀夫	27番	小山仁志
5番	グレート無茶	28番	竹内正美
6番	奥村健仁	29番	宮下克彦
7番	青木崇	30番	大畑俊隆
8番	垣内将邦	31番	寺沢功希
9番	早川大地	32番	共田武史
10番	佐藤千枝	33番	高島陽子
11番	丸山寿子	34番	荒井武志
12番	小林君男	35番	埋橋茂人
13番	勝野智行	36番	続木幹夫
14番	加藤康治	37番	中川博司
15番	小林あや	38番	両角友成
16番	清水正康	39番	清水純子
17番	向山賢悟	40番	小池久長
18番	山田英喜	41番	酒井茂
19番	大井岳夫	42番	堀内孝人
20番	丸茂岳人	43番	依田明善
21番	花岡賢一	44番	山岸喜昭
22番	望月義寿	45番	小林東一郎
23番	山口典久	47番	毛利栄子

48 番	和 田 明 子	53 番	西 沢 正 隆
49 番	宮 澤 敏 文	54 番	風 間 辰 一
50 番	丸 山 栄 一	55 番	佐々木 祥 二
51 番	小 池 清	56 番	萩 原 清
52 番	宮 本 衡 司	57 番	服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	農 政 部 長	小 林 茂 樹
副 知 事	関 昇 一 郎	林 務 部 長	須 藤 俊 一
危機管理監兼危 機管理部長	前 沢 直 隆	建 設 部 長	新 田 恭 士
企画振興部長	中 村 徹	建設部リニア整 備推進局長	室 賀 荘 一 郎
企画振興部交通 政策局長	小 林 真 人	会計管理者兼会 計局長	尾 島 信 久
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
県民文化部長	直 江 崇	財 政 課 長	新 納 範 久
県民文化部こども 若者局長	高 橋 寿 明	教 育 長	武 田 育 夫
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 次 長	米 沢 一 馬
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産業労働部長	田 中 達 也	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
産業労働部営業 局長	合 津 俊 雄	警 務 部 長	長 瀬 悠
観光スポーツ部長	加 藤 浩	監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議 事 課 主 査	山 田 淳 貴
議 事 課 長	矢 島 武	総務課庶務係長	矢 島 修 治
議事課企画幹兼 課長補佐	山 本 千 鶴 子	総 務 課 主 任	東 方 啓 太
議事課担当係長	萩 原 晴 香	総 務 課 主 事	古 林 祐 輝

令和6年10月3日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）おはようございます。新政策議員団の奥村健仁です。質問をさせていただきます。

長野県では、近年、労働力不足が深刻化しており、地域経済や産業に影響を与えております。長野県の有効求人倍率は、全国平均より高い水準にあります。これは、労働力不足が背景にあることを示しており、全ての業種において人材不足が顕著であります。

労働力不足の要因としては、人口減少と高齢化が挙げられ、若年層の県外流出も続いておりますし、求人と求職者の希望する条件が一致しないミスマッチも起きております。また、入国規制や労働環境の問題で外国人労働者の確保が難しくなっている現状があります。

長野県では、その影響を軽減するため、様々な対策が取られておりますが、今後も人口減少や高齢化の進行が続く中でさらなる取組が求められ、地域の特性を生かし、多様な人材が活躍できる環境づくりが課題であり、急速な人口増加が見込めない限り、この状態は続くと考えられます。

そんな中、今年度の長野県の施策を見ると、子育て、人口減少対策と若い人への投資が目立ち、高齢者世代への取組が少ないと感じております。人生100年時代と言われる中、本格的な

高齢化が進む日本において、高齢者の就労及び社会参加は進んでいるのでしょうか。

高齢者が就労あるいは社会活動に参加するかどうかは本人次第ではありますが、ただ、就労したい、参加したいと思いつながら参加できない状況が続いているとすれば問題であり、社会にとっても、元気に活躍し続ける高齢者が増えるか、自宅に閉じ籠もりがちな高齢者が増えるかでは、未来社会の様相は大きく異なってまいります。今の高齢者は体力的にも非常に若返っており、活躍できる高齢者は非常に多く、活躍できないままであることは社会にとって大きな損失であります。

社会にとっては労働力の低下と社会の支え合いのバランスがより崩れていき、企業にとっては人手不足の問題がより深刻になったとしても、高齢者を積極的に雇用すれば済むという話ではありません。70歳までの就業確保措置の要請に対して慎重な企業も多いと聞きます。高齢者にとっても、人生100年時代と言われる長寿の可能性がある人生で、健康面やお金が枯渇してしまわないかなど、高齢期の不安要素は少なからずあります。

この不安の解消に最も有効なのが、生涯現役、つまり、年齢にかかわらず社会の中で活躍し続けられる、そして稼ぎ続けられることだと考えます。そのことを実践できている人は多いとは言えません。自分や家族のため、また社会のためにも、生涯現役にチャレンジし続けられる環境が必要だと考えます。

高齢者と仕事のマッチングを担う機関としては、民間派遣会社やシルバー人材センター、ハローワークなどがありますが、大町市では、それらに加えて、厚生労働省の補助金を使い、生涯現役をテーマに、地域企業、仕事の開拓をし、お互いのニーズを把握し、マッチングすることで、1%の労働力を確保した実績がございます。これは、市内で観光業の人手を探すという地域の特徴的な産業における仕事と高齢者のニーズのマッチングの成果が上がった事例でございます。このように、地域特性に応じて高齢者の力を地域社会に生かす仕組みが極めて重要であると考えますが、田中産業労働部長に所見をお伺いいたします。

県におきましては、令和5年度から9年度までの5年間を計画期間とした第2次長野県文化芸術振興計画が策定され、今年度で2年目となります。

本計画では、基本目標に「文化芸術の価値を高め、支える、ひろげる、つなげる、信州のゆたかな未来」を掲げ、その実現に向けて取り組むこととし、第1次計画におきましては、文化芸術の推進拠点や推進体制の強化につまきましても計画に位置づけ、信州アーツカウンシルの設立など文化芸術を推進するための基盤を整え、第2次計画では、さらなる振興を図るため、県立美術館のアート・コミュニケータや信州アーツカウンシルをつなぎ役として、県民や地域と多様な主体との共創による文化芸術活動の推進や、教育現場にアートの手法を活用するなど文化芸術の持つ表現力、創造力の学びへの展開、そして、長野県障がい者芸術文化活動支援セン

ター「ザワメキサポートセンター」との連携による文化芸術を生かした多様性の理解促進などに取り組んでおります。

このような中、現在、私の地元である大町市では、第3回北アルプス国際芸術祭2024が先月13日に開幕し、11月4日までの53日間の会期で行われております。阿部知事には、名誉実行委員長に御就任いただき、財政的支援をはじめ様々な支援をいただいているところであります。特に、北アルプス振興局の皆様においては、一つの作品会場の運営を、休日を含め53日間担当していただくなど、応援をいただいていることに感謝申し上げます。

この芸術祭は、地域が直面している人口減少など様々な課題をアートの力で解決する、新たなまちづくりへチャレンジする機会であり、アートの持つ働きにより土地固有の地域資源を明らかにするとともに、地域住民が地域の魅力を再確認し、多様な人々が集い協働することで、活力と元気に満ちあふれる魅力的な地域と人づくりを目指しております。

また、特に今回は、新たな取組として、市内小中学校を中心にした子供たちのためのアートスタディツアーの開催のほか、タイアップイベントとしてザワメキアート展も同時開催し、地域住民からも大きな期待が寄せられており、このような活動が県の目指す文化芸術振興につながっていくものと確信しております。

しかし、一方で、この事業を継続していく上での課題として、この芸術祭は3年に1度開催するアートトリエンナーレとして開催しておりますことから、次回開催までの2年間は継続のためのポテンシャルを維持することが重要であります。この芸術祭の総合ディレクターである北川フラム氏が監修しております新潟県十日町市の大地の芸術祭や、岡山県、香川県で開催されている瀬戸内国際芸術祭では、会期以外においても関連した様々なアートイベントが開催されており、大勢の観光客が訪れ、地域経済の活性化の原動力となっております。

そこで、直江県民文化部長にお伺いいたします。

第2次計画では、主な取組として国際芸術祭等の開催支援を、また、重点的施策の中で、信州アーツカウンシルによる寄り添い型支援の充実、アーティスト・イン・レジデンスの実施支援などを明示されておりますが、北アルプス国際芸術祭のポテンシャル維持の観点から、会期以外の大町市における文化芸術に関する取組への支援について考え方を伺いいたします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には地域社会に生かす上での高齢者と仕事のマッチングについてのお尋ねでございます。

今、あらゆる産業で人手不足となっている中、高齢者の方々が豊かな経験と知識、技術を生かしながら社会で活躍していただくことは大変重要であると考えております。県では、ハローワーク、シルバー人材センター、産業雇用安定センターや民間の事業者など様々なチャンネルと

の連携、また、県の取組といたしまして、地域就労支援センターにおける高齢者の希望を尊重した就業相談、高齢者に向けた求人開拓など、高齢者と企業とのマッチングの支援を行っているほか、本年度から始めております長野ダイバーシティワークを通じた短時間勤務など、高齢者のニーズに合った雇用創出に向けた企業支援などにより、広く高齢者のニーズに対応しているところでございます。

この既存のチャンネルや取組のほかに、大町市のように、地域がその特性に応じ、独自に就業促進を進めていただけることは、より多くの高齢者が適切な仕事を得ることにつながる大変重要な取組であり、地域振興局も連携させていただいているところでございます。

今後は、議員御提案の例を参考に、例えば農業における短時間で負担の軽い作業や施設管理を担ってもらうなど、地域の特性やニーズに応じて高齢者が生き生きと地域で活躍できる環境づくりを市町村や地域振興局と連携して進めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○**県民文化部長（直江崇君）** 私には北アルプス国際芸術祭の会期以外の取組への支援についてお尋ねを頂戴しております。

平成29年度の北アルプス国際芸術祭のスタートに先駆けまして、平成27年度から、芸術家等が一定期間地域に滞在し、地域との交流を通じて制作活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスの仕組み構築に向けまして、県と大町市との協働によるモデル事業として活動拠点や受け入れ態勢の整備等を支援した経緯がございます。その後も、信州アーツカウンシルにおきまして、「NAGANO ORGANIC AIR」と銘打ち、大町市を含めた県内各地での芸術家等の滞在制作や発表、地元住民との交流等の支援に取り組んできております。

北アルプス国際芸術祭の開催年以外におきましても、大町市では、信州アーツカウンシルが自然環境の中で滞在制作やパフォーマンスを行う芸術祭等への助成、ダンサー兼振りつけ家による滞在制作の主催、市街地の空き店舗のシャッターを活用した黒部ダムにちなんだアート作品展示の共催などといった支援を行っております。また、地域振興局におきましても、地域発元気づくり支援金により、次回の国際芸術祭開催に向けて市民参加、協働を促進するためのプロジェクトへの支援等を行ってきたところでございます。

今後も、このような取組を通じまして、地域が主体となった文化芸術を活用したまちづくり、移住・交流の促進等を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○**6番（奥村健仁君）** ありがとうございます。高齢者の就労のマッチングにつきまして、高

齢者も、自分の存在意義、社会の役に立ちたい、医療費がかかると言われるのではなく、自分の家族のため、また社会のためにも、生涯現役にチャレンジし続けられる環境が必要だと考えます。

これにて質問を終わらせていただきます。

○議長（山岸喜昭君）次に、宮下克彦議員。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）諏訪市区選出の宮下克彦です。通告に沿って質問してまいります。

まず、強度行動障がい者支援につきまして健康福祉部長に伺います。

強度行動障害につきましては、昨年、青木議員からも質問があったところですが、生来的な障害ではなく、周囲の環境等による頭突きやかみつきといった多動も含めて、そういった激しい自傷他害の行動でございまして、そのような行動がどのようなときに出現し、どのように環境を整えてやれば出現しないかを見極めることが大切な点であると考えております。

深刻な行動障がいのある者への支援は、平成17年に成立した障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系の中で、全国的には、平成27年から強度行動障害支援者養成研修が始まって、行動支援の枠組みとして展開されているところであります。

諏訪地域のお話を伺ったところ、現在圏域に数十人の対象者がおりまして、山梨県の施設にもお世話になっているということをお伺いしました。成人すると諏訪地域に帰って就職し、居住していかなければならず、就職先や居住先の心配など将来の対応につきましてコーディネートできるような専門家がいてくれれば、そういう方を中心に専門知識を生かして対応できるのではないかという状況をお聞きしました。

そこで、笹渕健康福祉部長に伺います。

県内における強度行動障がい者の実態把握について伺います。

二つ目。西駒郷に今年度設置されました強度行動障がい者の専用の入所施設、すずらん棟の役割につきまして伺います。

三つ目。強度行動障がい者の対応に困難が生じるケースが増加している中で、強度行動障がい者の専門的な支援を行うことができる人材の養成が必要と考えますが、御所見を伺います。

次の質問に移ります。鳥獣被害対策について林務部長に伺います。

昨日、小林陽子議員からも同様の質問がございましたけれども、今年は熊の被害が全国的に多数報道されまして、知事の提案説明でも、人身被害が10件と昨年度を上回って深刻な状況であるため、様々な対応をし、補正予算案も計上したと聞いております。私からは、特にイノシシの被害がマツタケ山で大きくなってきているということを中心に伺いたいと思います。

先般、マツタケ山の現地へ地元の皆さんと調査に登っていったところでございます。マツタ

ケの大切なシロが無残に突き崩されてしまい、一旦荒らされると復活することが大変難しく、その被害は甚大であるということです。

イノシシにつきましては、温暖化の影響で個体数が増加しておりまして、豚熱ワクチンを山に置いている影響もありまして死亡する個体は減っていますので、個体数は増えているのではないかと地元の皆さんの感想でございます。猟友会の捕獲圧力をもっと増加する対策や、防護柵、電気柵で守るといった対策も考えられますが、その対策の財源として各種の目的税を柔軟に活用するべきときだと考えます。

キノコなどの特用林産物は山の恵みでありまして、森林の持つ大きな魅力であります。これを守り育てるためには、十分な対策の財源としまして、森林税や、今年度から森林面積割の比率が増加された国の森林譲与税を十分に活用することを検討するべきときであると考えます。

そこで、須藤林務部長に伺います。

ツキノワグマの被害対策が急務であります、県としてどのように進めていきますか。

次に、増加傾向にあるイノシシが山中でマツタケのシロを荒らしてしまい、大きな被害が生じています。森林づくり県民税をはじめとする財源の柔軟な活用を含め、対策を進めていただきたいが、所見を伺います。

三つ目の質問に移ります。観光農園につきまして農政部長に伺います。

農業の地域計画は、今年度の3月までに、それぞれの市町村で、今後の農地、農業の将来性を見据えた対策作業が進んでいるところでございます。農地をどのように活用すべきか、食料の安全保障確保も、地域の活性化も、重要な課題であります。

さて、農地を生かし、食料の安全保障を確保しながら長野県の特徴を伸ばしていける方向を考えますと、自然と共に生きるということは、大都市にはないこの信州の大きな特徴であります。これからの社会を、ひいては未来を支える究極の生き方の一つではないかと考えます。

米づくりを大規模化して守ることも重要ですが、それとともに、日本の農業は小さな農家が支えていることも大きな特徴であると思います。営農者の高齢化とともに、担い手が減少して、遊休農地も増えていきます。これらを解消する手段としても、移住を見据えた人口増対策としても、長野県の魅力アップとともに、観光農園が一つの大きな可能性を持つものと考えます。

ただし、その経営を考えますと、持続していくためには様々な課題もございます。重要なのは、単なる農産物を販売する農園にとどまることなく、農林水産物を活用したリゾート地にまで発展させる可能性があるということでございます。大自然を有する長野県でしかできない一つのイノベーションであると考えます。シャインマスカットやマツタケ、ウナギなど、世界を市場として、あるいはITでも稼ぐことができるリゾート、東京では実現できない別天地長野を伸ばし得る、次元を一つ超えたイノベーションではないかと考えます。

そこで、小林農政部長に伺います。

美しい自然と豊かな農産物に恵まれました長野県こそ観光農園の発展に大きな可能性があると考えますが、県下の観光農園の現状について伺います。

特に、観光農園においては、季節ごとの収益の変動が大きいなど不安定でありまして、持続可能な経営が課題として挙げられますが、県としてどのような取組が考えられるか、所見を伺います。

三つ目。集客のため、地域と連携したイベント企画等に対する支援が重要と考えますが、県としてどのような支援を行っていくのか、伺います。

最後に、地域の均衡ある発展について伺います。

物理的な距離感が大きい県下の南北の格差、これがさらに増しているとの地域の厳しい声がございます。というのも、昨日、小林あや議員からも関連する質問がございましたが、今年、岡谷ジャンクションの工事が5月から11月にかけて行われまして、南信地域から県庁に来るのに大きな支障が出ています。南北の地域の距離を改めて知らされたところでございます。

岡谷ジャンクションの周辺部では連日1時間を超える渋滞が生じておりまして、高速道路上では渋滞に絡む事故で死者も発生して、下道に降りても、県道舗装工事による片側通行ということで、松本から伊那方面に向かうときに相当な時間がかかる状況が続きまして、この工事の完了までに円滑な調整が必要なところであると考えます。

地域間の格差、これは、6月定例会で向山県議も質問したところでございますが、知事の御答弁で、ナショナルミニマムと申しますか、信州ミニマムや、最適化であるローカルオプティマムの実現を目指すと言われてきましたが、この南北200キロメートルに及ぶ距離への対応は、最低限の信州ミニマムを実現しているとは言いがたいと考えます。

例えば、長野市の住民と南信の住民が県庁で会議に参加したいときに、同じ負担感で県庁に来られるとは思えません。均衡ある発展について、どこの地域の県民ももっと平等に、希望に、夢に期待を持てるような対策が必要ではないでしょうか。

また、ローカルオプティマムとしてそれぞれの地域が特徴を生かして効率的に活性化するためには、南信の各地の住民に明るい夢が必要だと考えます。地方への分散や均衡ある地域創生、地方創生は、国や政府の大きな課題でもございます。ぜひ大学や企業の分散とともに、中央省庁、また、その研究機関の積極的な地方分散を進め、長野県としても省庁の南信地域への誘致を研究していくべきときではないかと考えます。

京都や徳島で実現しました文化庁、消費者庁のように、例えば、林野庁を木曾に、農水省を伊那谷に、環境省を諏訪に招致するようなことはそれぞれの地域の持つ特性を考えれば十分に理由のある希望ではないか、有効な対策ではないかと考えます。

そこで、まず小林交通政策局長に伺います。

県内南北の公共交通による移動の時間距離を縮めるためどのように取り組んでいるかを伺います。

次に、知事に伺います。

均衡ある発展を図るための一つの手段としまして、東京に集中する大学や企業、中央省庁等の一部を分散し、地方に移転させることは有効と考えます。京都市の文化庁や徳島市の消費者庁新未来創造戦略本部のように、例えば、林野庁等の省庁を中南信地域に招致することを研究できないか。阿部知事に御所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には強度行動障がい者支援につきまして3点お尋ねがございました。

初めに、県内の実態把握についてでございます。

強度行動障がいのある方の人数については、松本市の調査結果を基に推計すると、県内で約1,700名と見込んでおります。また、より正確な実態把握に向けて、本年3月に策定した県障がい者プラン2024に含まれる各圏域の障害福祉計画においては、支援ニーズの把握と支援体制の整備を目標として掲げております。

今後、各市町村において、該当者数に加え、現状と課題等の実態把握が円滑に進められるよう、県では、市町村の意向を踏まえ、本年9月に標準的な調査手法をお示したところでございます。引き続き市町村による調査を支援しつつ、全県の詳細な実態把握に努めてまいります。

二つ目に、西駒郷すずらん棟の役割についてでございます。

県は、西駒郷に県内唯一の強度行動障がい者専用のすずらん棟を本年8月に設置し、9月から段階的に運用を開始しております。地域や家庭で支えることが困難になった方をすずらん棟で一定期間受け入れ、専門的な支援をすることで、全県のセーフティネット機能の強化を図ります。

具体的には、原則2年間の入所期間中に、専門的なスキルを有する職員チームが障害の特性に合わせた環境調整や見通しの持てる日課の組立てなどを行うことで地域移行を見据えた生活習慣を確立し、地域で落ち着いて生活ができるよう支援してまいります。また、御家族のレスパイトや緊急時の一時的な入所などのニーズにも対応してまいります。

こうした取組を通じて支援ノウハウを蓄積し、将来的には県内の各施設にノウハウを還元することによって、県立施設としての県全体の支援の質の底上げを図る役割を果たしてまいりたいと考えております。

最後に、強度行動障がい者の専門的な支援を行うことができる人材の育成についてござい

ます。

強度行動障害に適切に対応できる人材の育成は、重要かつ喫緊の課題であると認識しております。強度行動障害のある人に対し、適切な支援ができる人材を養成するため、平成26年度から県が指定する研修機関が、障害福祉サービス事業所などの職員を対象に基礎と実践の2種類の支援者養成研修を実施しており、これまでに、基礎研修では1,832人、実践研修では1,138人が研修を修了いたしました。

障がい者プラン2024においては、この実践研修修了者数の累計をプラン最終年度である令和11年度には策定時の約2倍とする目標を掲げており、引き続き目標達成に向けて人材育成に取り組んでまいります。

また、西駒郷では、専用棟の運用開始に向けて、対応力を強化するため、これまでに職員4名を順次県外の先進的な施設に長期間研修派遣をし、支援の中核を担う人材を養成してまいりました。この人材が、すずらん棟で支援の実践を積み重ね、将来的には西駒郷において県内施設の職員を研修で受け入れる際の指導者となり、また、施設等からの依頼に応じて講師となることなどを通じて、西駒郷が他施設のモデルとなるとともに、支援人材の養成の一翼を担う役割を果たせるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には鳥獣被害対策につきまして2点御質問を頂戴いたしました。

まず、ツキノワグマ対策についてでございます。

県では、市町村長や専門家等から成る長野県ツキノワグマ対策あり方検討会からの提言を受け、今年7月、人と熊とのすみ分けの徹底や判断基準の明確化による市町村対応の迅速化を進めるとともに、熊の出没注意報・出没警報の発出を新たに制度化するなどのツキノワグマ対策を取りまとめ、推進しているところでございます。

今年度の里地における熊の目撃件数は、8月末現在で平年の約1.6倍、人身被害も10件11人と昨年度を上回っており、こうした深刻な状況を踏まえ、9月9日には、出没件数が多い佐久、上伊那、木曾、北アルプス、北信の5地域を注意報からツキノワグマ出没警報へと引き上げ、県民の皆様に一層の注意・警戒を呼びかけているところでございます。

県としましては、警報発出地域において、地域振興局、市町村、猟友会員等で構成する広域連携クマ対策チームを立ち上げ、熊の目撃等があった集落周辺や出没経路での集中的な監視活動を実施しているところでございます。出没痕跡等の早期発見を進めることにより、やぶの刈り払いなどの防除対策や、繰り返しの出没や里の食べ物への強い執着が認められた危険個体の捕獲対策といった早期の対応につなげてまいります。

また、追い払い機能つきのセンサーカメラの導入や、熊の専門家の市町村等への派遣、熊とのすみ分けの徹底を図るための市町村におけるゾーニング管理の導入支援に係る経費を9月補正予算案に計上しているところでございます。これらの取組を積極的に進め、人身被害の未然防止を図ってまいります。

次に、イノシシによるマツタケのシロ被害への対策でございます。

一部の山林において、イノシシによりマツタケ発生箇所のマツタケ菌の塊、通称シロを荒らす被害が報告されていることから、県としましては、被害箇所において専門家による状況把握を行うとともに、マツタケ発生状況等について生産者や地域と情報共有しているところでございます。

イノシシによる被害の発生を抑える対策としては、捕獲圧を高めることにより加害個体を減らすことが有効であるため、県としては、市町村が行う捕獲活動に対して支援を行っているところです。被害防除対策としては、森林づくり県民税を活用し、緩衝帯の整備を推進しております。また、市町村におきましても、森林環境譲与税を活用して鳥獣被害対策を行っている事例がございます。

こうした取組を進めるため、被害地域の市町村、マツタケ生産者や猟友会等の関係者から成る対策会議において、県としても捕獲と防除の両面から今後の対策について助言をしております。今後も、被害の実態に応じて森林づくり県民税等の活用を含め、必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には観光農園について3点御質問をいただきました。

まず、観光農園の現状についてのお尋ねです。

国による調査において、令和4年度時点で、県内の観光農園の数は480か所、全国で第2位となっておりますが、全国的にこの10年間で減少傾向にございます。品目としては、地域の特徴を生かして、リンゴ、ブドウ、イチゴ、ブルーベリーなどバラエティーに富んでございます。一方で、1か所当たりの販売額は全国平均と比べると小規模で、通常の販売とともに複合的な経営を展開しているところが多いものと考えられます。

次に、観光農園に対する県の取組についてのお尋ねです。

観光農園の経営の持続性を高めるためには、収益を得る期間を長くすることにより、労働力の平準化やリスクを分散することが有効であると考えてございます。このため、収穫時期の異なる品目、品種を組み合わせた栽培や加工品の製造販売など、多角的な経営を助言しているところでございます。こうした取組は、季節を問わない収益の確保策として有効であり、商品開

発や経営改善をアドバイスする専門家の派遣など、経営の持続性を高める取組を引き続き展開してまいります。

最後に、観光農園への集客に向けた県の支援についてのお尋ねです。

先ほど申し上げましたとおり、小規模な経営が多いことから、地域ぐるみで集客に取り組むことが効果的であり、県では、令和4年度に観光団体や商工団体が観光農園などと連携し、地域の食を生かして新たに行う取組を支援する制度を創設したところでございます。この支援事業を活用して、観光農園での収穫体験や収穫した農産物を使った料理を味わう旅行商品の開発、イベントの開催などが展開されています。

また、観光農園や農家レストラン、農泊などといった農業と観光を組み合わせたコンテンツを県公式観光サイト「Go NAGANO」に掲載するなど、観光スポーツ部とも連携した発信に努めているところでございます。今後も、こうした支援を積極的に展開し、多様性に富む県内の観光農園の特徴を最大限生かせるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には公共交通による県内南北の移動時間短縮のための取組について御質問を頂戴しました。

議員お話のとおり、南北に広がる本県にありましては、公共交通ネットワークとしてこれを維持し、また、移動時間の短縮を図っていくということは大変重要なことだと考えているところでございます。

この南北を結ぶ路線としましては、鉄道についてはJR篠ノ井線、飯田線、中央本線、それから、高速バスにつきましてはみずずハイウェイバスがその役割を担っているところでございます。鉄道につきましては、沿線自治体や商工観光団体等で構成されます各路線の期成同盟会、それから、県が主催します長野県JR連絡調整会議を通じて、ダイヤの調整、線路の改良などによる高速化をJRに要請しているところでございます。

また、長野と飯田を鉄道よりも短時間で結びますみずずハイウェイバスにつきましては、昨年度、運行事業者から路線を廃止したい旨の意向が示されたことを受けまして、当該路線が広域圏間を結ぶ基幹的な移動軸であるとの認識の下、今年度、県が運行継続に必要な支援を行いまして路線の維持を図っているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には地域の均衡ある発展に関連して、政府関係機関等の誘致について御質問を頂戴いたしました。

地方創生は10年たったわけですが、この過度な東京一極集中はなかなか是正されないという状況が続いております。この問題は、日本全体にとって非常に大きな課題だというふうに考えております。

識者によれば、東京はもはや過剰集積だと。集積し過ぎていることによって、必ずしも生産性が高い地域ではなくなっているのではないかという御指摘もあります。また、我々も、移住、二地域居住といろいろな努力をしていますけれども、どうしても若い皆さんは東京のほうに向いていってしまっているという現状があります。

加えて、近年、気候変動等の影響もあって災害が多発しているわけでありましてけれども、水害や巨大地震の発生リスクを考えたときに、やはりこの東京一極集中問題について国全体でしっかり考えて対応していくことが大変重要だというふうに思います。御質問にもありましたように、政府機関をはじめ、企業や大学を国土全体の政策を考える中でできるだけ分散化していくという戦略も求められているのではないかというふうに考えております。

全国知事会におきましても、大規模災害等の際の持続可能性や首都機能のバックアップ体制の強化という観点からも、政府関係機関等の分散の推進について国に対して要望を行ってきているところでございます。

今後の国の動向は、政府も替わって、総理も替わって、どういう政策になっていくかまだ完全に見通すことができない部分ではありますが、この東京一極集中問題については、知事会としてもしっかり問題提起を続けていきたいというふうに思っております。我々県としては、国の動向も十分に踏まえながら、長野県の強みを生かし、この東京一極集中を変革するための受皿となるような地域づくりをしっかりと進める一方で、御提案のありました政府関係機関の招致等についても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

[29番宮下克彦君登壇]

○29番（宮下克彦君） それぞれに御答弁ありがとうございました。

強度行動障がい者につきましては、頼りになる窓口が育っていくように進めてくださるよう地元でも期待しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

イノシシ対策につきましては、財源が厳しい折、特定財源の工夫について、使っている市町村もあるというふうに部長から御答弁いただきましたけれども、ぜひ森林環境譲与税の活用を県としてもしっかり検討していただいて、豊かな財源で森林を守っていただければと思います。

それから、観光農園につきましては、現在進めている農業の地域計画にも取り入れていただいて、この信州の持つ特徴を十分に伸ばし、東京一極集中などを飛び越えたイノベーションを実現するためにも、ぜひ支援を検討いただきたいと要望します。

そして、南北の格差是正につきましては、知事会でも国でも大きな課題として捉えられているとお聞きしました。県下の各地に大きな夢のある県政というものが必要だということで、共田議員の質問にもございましたように、どこの地域にも夢があることがこれから進んでいく支えになると思います。ぜひ南信地方にも希望の光をいただきたいというふうに要望します。

知事には、私たちの要望に応じていただきまして、諏訪湖を気持ちよく泳いでいただきましてありがとうございました。大変多くの皆様に諏訪湖のPRをすることができまして、地域の特性を生かしたことが知事と共にできたと感謝申し上げます。

しあわせ信州創造プラン3.0の実現に向けましてさらに積極的な県政運営を期待しまして、一切の質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、小池久長議員。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）大手賃貸業者の街の幸福度ランキング2024の長野県版と甲信越版で、原村が共に2年連続1位となり、諏訪圏域では、ほかに富士見町、下諏訪町が上位にランクインいたしました。理由は、好きな場所で子供たちと暮らせる、家族とも普通に仲よく過ごし、恋人とも友達とも仲よくさせてもらって楽しく過ごしているとのことでありました。

知事の議案説明の中で、人口減少社会に適応した「ゆたかな社会」の実現に向けた取組を積極的に進めることが急務であるとしています。また、長野県立大学の学生との意見交換の中でも、経済指標では測れない部分の豊かさが、実は幸せ、ウェルビーイングを向上させることにつながっていると思っています。それを実現させる新しい社会の在り方を考えていかなければならないとしています。

様々な課題もあると承知しておりますが、三つの課題について質問いたします。

日本企業は、新卒者を一括採用し、後から仕事を割り当てるメンバーシップ型雇用が一般的ですが、アメリカでは、一つの職種でキャリアを築くジョブ型雇用を採用し、職務内容や条件を明確に定義した上で雇用契約を結び、部署異動や転勤は求められません。また、転職も、より待遇のよい企業へ移る回数も多いわけです。

少子化の進行が、雇用環境を大きく変えています。新卒一括採用だけでは立ち行かない企業が増え、即戦力となる経験者の中途採用が重要性を増すと思われます。

また、リボルビングドアという取組が始まっています。官と民の人材が行き来することにより、官公庁は民間が持つ最先端の技術や現場の最新情報を知ることができ、特定の分野における専門知識や技術を持つ人材の確保が可能になります。また、民間にとっては、官公庁とのつながりにより、より公益に資する社会的成果を追求する視点とルートを持つことができる点で企業の事業価値を高めることができるわけであります。また、民間とは違う職務経験や人脈を

持つ人材を活用することで、社内に新しい視点やスキルを得ることができる利点があります。

人口減少時代にあつて、労働市場が縮小、流動化する中、県においても職員の確保と定着は大きな課題であります。職員の早期退職者は増加傾向と聞きますが、県民の期待に応え、時代の要請に的確に対応できる県組織を維持する上で、職員の離職防止、さらには県組織以外の力を活用することも今まで以上に重要となります。

ついては、次の2点についてお伺いいたします。

県では、社会人経験者を対象とした採用試験におきまして、勤務地を限定した地域枠を導入したと聞きます。地域に根差した職員が地域のスペシャリストとして勤務することは有効であります。地域枠採用を始めた経過と今後の志願者確保に向けた取組についてお伺いいたします。

人口減少社会にありまして、必要となる採用者の確保には限界があると考えため、外部の力を有効活用することが必要です。他県の自治体では、民間の企業等に勤める者を副業人材として県職員の会計年度任用職員等として採用する例もあり、民間企業と人事交流促進や副業人材の活用を進めていくことが必要と考えるが、現在の取組につきまして渡辺総務部長にお伺いいたします。

我が国の高齢者人口は令和22年まで増え続けることが見込まれ、超高齢化社会を迎える社会で、医療の重要性は一層高まると考えます。

また、本県は面積が広く、2次医療圏も10圏域ある上、医師数は厚生労働省の医師偏在指標において全国36位の医師少数県に位置づけられている状況にあります。この中で、県内のどこに住んでいても適切な医療が受けられる提供体制が重要だと考えています。

さらに、本年4月からは、医師の時間外労働の上限規制が適用開始となり、このような新たな動きも踏まえて、今後も本県の持続的な医療提供体制を築いていく必要があると考えます。医師は、人命を救う尊い職業であるため、容体の悪い患者や急患を目の前にしたら、自分よりも患者を優先せざるを得ない状況の中で、規制は当然とはいえ、医師不足が予測される医師の負担業務を軽減するための業務の移管先となる医療従事者に対する教育や研修をしたタスクシフティングも効果的だと思います。そこで、本県の医師確保の現状と課題、今後の取組の方向につきまして笹渕健康福祉部長にお伺いいたします。

先月、県教育委員会から県立高校の特色化に関する方針が示されました。現行基準では、想定を超えて進む少子化や通信制高校の志願者増など環境変化にそぐわなくなり、本年度から適用を停止していると言います。時代の変化により生徒の意識が多様化する中で、本県の子供たちの進路は無限に広がるわけです。

諏訪圏域では、山梨県の高校に進学する生徒は多いですが、逆に山梨県から長野県の高校に進学してくる生徒はほとんどいない状況であります。県内の各高校、とりわけ中山間地校や県

境校においては、生徒から選ばれる高校となるため、その地域のリソースを生かし、各高校それぞれの特色を規模にとらわれず可視化していく必要があると思いますが、また、特色化を打ち出す中で全国募集していくことも可能になると思います。その先は、県、国の枠を超えて、世界に生徒たちの視野が広がるわけであります。その中で、現在の県内の全国募集についてどのような状況か、武田教育長にお伺いいたします。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には2点のお尋ねをいただいております。

まず、職員採用における地域枠の導入経緯と志願者数の確保についてのお尋ねでございます。

人口減少社会にあっても、安定した行政運営や県民サービスの提供を維持していくことは重要であり、その上で、県職員の生活本拠地が東北信地域や松本周辺地域に偏っていることは将来的な課題の一つであるとかねてから認識していたところでございます。

今回の地域枠の導入は、当該地域を生活の本拠地とする職員が少ない南信地域、諏訪、上伊那、南信州と、中信地域の一部、木曾、北アルプスであり、その地域に居住し活躍する職員を着実に確保していくことを目指したものでございます。

また、この地域枠の採用は、この地域で暮らしたい、働きたいという方の思いをしっかりと受け止めながら、そうした方に訴えていくことも必要と考えたところです。このため、志願者の確保に向けては、育児など家庭の事情で県職員への志願をちゅうちょしていた方や、地域おこし協力隊などで地域に根差した活動をされている方へのアプローチ、県内外からの移住、転居、転職希望者へのイベント等を活用した周知など、今後とも多くの方に応募いただけるよう取り組んでまいります。

次に、民間企業との交流人事、副業人材の活用、また取組というお尋ねでございます。

今年度、県から民間企業・団体等へは若手職員を中心に18名派遣し、民間企業・団体から県組織へは17名を受け入れているところでございます。また、令和4年度からは、DX推進やブランド戦略などの分野で、民間で活躍する方を副業人材として長野県共創推進パートナーに委嘱するなど、県組織内では得難い民間のノウハウやネットワーク等の積極的な取組に努めているところでございます。

さらに、昨年度からは、退職した職員を再度採用するウェルカムバック採用を始めたところでございます。こうした方が転職後に培った経験を生かすことで、県組織の活性化につながるとともに、この制度が官民を行き来する仕組み、いわゆるリボルビングドアになることを期待しているところです。

今後、人材の確保の観点のみならず、多様な人材が活躍できる組織に向けて、民間企業との交流や外部人材の活用を促進してまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医師確保の現状と課題、今後の取組についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、本県は、医師偏在指標において医師少数県に位置づけられており、現在、第8次医師確保計画に基づいて、医師の確保、養成、定着に取り組んでいるところでございます。これまでの取組により、本県の医療施設従事医師数は、平成24年の4,508人から令和4年には5,046人と増加しているものの、医師確保計画に定める目標の達成に向けては、さらなる施策の推進が必要な状況でございます。また、高齢化の進展に伴う医療ニーズの増加や医師の働き方改革の推進など、新たな課題への対応も求められております。

今後につきましては、現在取り組んでいる医師の無料職業紹介を行うドクターバンク事業や、将来の地域医療を担う医学生への修学資金貸与、タスクシフト、タスクシェア等を通じた勤務環境改善支援などを着実に実行するとともに、信州大学等に設置している医学部地域枠の増員などさらなる医師確保に向けた施策を検討してまいります。

あわせて、国において施策を講じるべき大学医学部臨時定員や医師の研修制度など、制度的な課題等に対しましては、国への要望活動などを通じ、実効性ある施策の実現を求めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には特色ある県立高校の新方針についてのお尋ねでございます。

先月公表いたしました県立高校の特色化に関する方針において、四つの視点から高校の特色化を図る方向性を示したところでございます。今後、各高校において、この方針を受けて、自校の特色について議論を進めていただく予定でございます。

それぞれの学校の特色については、地域のリソースを踏まえ、独自のカラーを出していただくことを期待しており、その内容は、地域の関係者や中学生に分かるよう可視化し、情報発信に努めてまいります。

また、全国募集につきましては、現在、飯山高校スポーツ科学科と白馬高校国際観光科で実施しているところでございます。今後につきましては、高校の特色化を進める中で、全国的に見ても数少ない特色ある学びをしている学科を持つ高校で全国募集を実施していく予定でございます。具体的には、木曾青峰高校森林環境科及びインテリア科、小諸義塾高校音楽科で、令和8年度以降募集を開始する予定でございます。

全国募集に当たっては、県外生の住居を用意するなど、地元の皆様の協力が不可欠であり、

丁寧に協議を進めてまいります。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）先ほど宮下議員からも均衡ある発展ということで質問があったわけですが、これは長野県内でも同じことで、やはり長野、いわゆる中心部一極集中ではなく、るる申し上げたとおり、県内も非常に限界集落・過疎化が進んでいる中で、職員の採用も含め、ぜひとも均衡ある発展ということでお願いしたいと思います。

また、今、教育長からも答弁をいただきました。

新たな教育の時代の中で、先般、富士見町議会でも、空き家対策をということで町長に質問がありましたが、空き家が非常に増えていますので、ぜひそういったことも考慮していただき、県内に多くの学びが生まれることを御期待いたしまして、一切の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）日本共産党県議団、和田明子です。

まず、長野県警と岐阜県警が行った特殊詐欺事件の家宅捜索で容疑者に令状を示さない例が複数あったことが地裁松本支部の公判で明らかになったことについて。

捜査機関が容疑者を逮捕したり、家宅捜索をしたりといった強制捜査を行うには、原則裁判所の令状が要ること、執行する際には、容疑者本人に提示し、内容を説明しなければならないこととされているにもかかわらず、今回の事例では、計5回の家宅捜索のうち、逮捕時の初回を除き、勾留されていた容疑者に令状を示さず、護送に必要な人員を確保できないとして本人を立ち合わせることもしなかったとのことですが、令状の提示などの手続は、捜査の公正さを担保するとともに、処分を受ける人の人権に配慮するために定められているもので、逸脱してはならないことではないでしょうか。

以下、県警本部長に伺います。

今回の裁判では、押収物を記載した調書など一部は証拠として採用されなかったとのことですが。権力の濫用を防ぐ仕組みとして裁判所の令状を要する令状主義の精神を没却するような重大な違反行為だと判断された問題であり、警察捜査の信頼を揺るがす事態と考えるが、いかがか。所見を伺います。

捜査機関が法令を守ることは基本中の基本であるにもかかわらず、同様の逸脱行為が慣行となっているのではないかと問題視する専門家の意見もありますが、警察官の意識啓発や研修は行われているのか。今後の対策について伺います。

次に、熱中症対策についてお聞きしてまいります。

長野市内の小中学生と荻原長野市長が給食を食べながら話し合うスクールランチミーティングを初めて開いた広徳中学校で、生徒から学校の体育館にエアコンが欲しいという意見が上がったと報道されました。災害級の酷暑で、エアコンのない体育館を使用して体育や部活動をしている中学生からの切実な声です。

空調設備のない夏場の体育館は、直射日光で建物が温められ、室温が高温になり、通気を行っても外気温が高く熱が籠もりやすいため、特に高温になりやすく、そのような環境で授業や部活動などを行えば熱中症のリスクは高まると言われています。

今年の夏は、1898年の統計開始以降、日本の観測史上最も暑い夏。9月になっても厳しい暑さが続き、昨日は10月だというのに真夏日を超えました。長野県内の熱中症による救急搬送状況は、4月29日から9月8日までの速報値で1,000人を超えています。教育機関からの救急搬送は30人です。学校体育館へのエアコン設置は、熱中症対策であること、さらに、災害が多発している時点で避難所という観点からも設置が必要だと私は昨年9月議会で質問をしましたが、今年もさらに早急な対策を願って質問をしてみたいです。

まず、長野県内の小中学校、特別支援学校、高校の特別教室と体育館等のエアコンの現在の設置状況について伺います。

県立高校の普通教室のエアコン設置率は100%になっておりますが、一方で、特別教室の設置状況は、全国では58%ですが、長野県は5割に届かないという状況であります。学校現場からは、学校内の学習環境は教科によって格差が生まれている。特別教室へのエアコン整備を要望しているとお聞きしています。現状ではまだまだ不十分だと思います。全ての特別教室に積極的に設置をしていただきたいが、いかがか。伺います。

県立学校の体育館等へのエアコン設置について、昨年9月議会でも質問しました。その質問に対し、教育長は、体育館へのエアコン設置につきましては多額の予算が必要となるため、暑さ対策としては、施設面での対応と使い方の工夫の両面で取組が重要と考えていること、今後は、高校再編や特別支援学校の老朽化に対応した増改築等を行う際に、断熱改修工事を含めて検討してまいりますと答弁がありました。昨年度からの検討と実施状況はどのようになっているのか、教育長にお伺いいたします。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察の捜査について2点御質問をいただきました。

まず、1点目の特殊詐欺事件の家宅捜索で容疑者に令状を示さないことが重大な違法行為であり、警察捜査の信頼を揺るがす事態であるとの御指摘に対してお答えいたします。

本件は、全体としては法律に定める手続にのっとり捜査を遂げたものと認識しており、裁判においても全て有罪が確定したものと承知しております。一方で、捜査手続の一部について、

裁判において違法と指摘されたことは真摯に受け止めつつ、今後も引き続き緻密かつ適正な捜査を推進してまいります。

2点目の警察官の意識啓発や研修の実施状況と今後の対策についてお答えいたします。

捜査を行うに当たって、刑事訴訟法などの法令や規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないようにしなければならないのは当然のことでありまして、各種捜査手続や捜査要領については、平素から適時適切に教養等を実施し、職員への周知を図っております。

捜査については個別具体の事案に即して適切な方法を用いるべきものと認識しておりますので、今後も引き続き必要な教養等を実施し、緻密かつ適正な捜査を推進してまいります。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）熱中症対策について3点の質問をいただきました。

まず、エアコンの設置状況でございます。

令和6年9月1日現在の県内の学校におけるエアコンの設置率は、公立小中学校が、特別教室が60.7%、体育館は4.6%です。特別支援学校は、特別教室が99.4%、体育館は9.1%でございます。県立高等学校は、特別教室が46.5%、体育館に設置している学校はございません。

次に、県立高等学校の特別教室へのエアコンの設置についてでございます。

特別教室の空調設備については、他の教室で代替授業が困難な教室、または機械等から放熱により高温となる実習室など、優先度が高く必要な部屋には整備を行ってきております。現在、学校では、必要に応じて空調設備整備済みの教室で授業を行うなど各校工夫をしてもらっておりますが、現場からはさらなる空調設備の整備要望があることは承知しております。今後は、高校再編に伴う新校の整備や既存校の大規模な改修などの機会を捉え、必要な場所には整備を進めてまいりたいと考えております。

3点目でございます。県立学校の体育館へのエアコン整備の検討状況についてのお尋ねでございます。

県立高校においては、高校再編に伴い改築が必要な5校の体育館において、断熱材や断熱ガラスの設置、断熱塗装等を進めており、このことにより、日中の室温上昇を抑える効果が期待できると考えております。

一方、特別支援学校においては、室温変化への配慮が必要な児童生徒等が在籍していることを踏まえ、改築を行う松本養護学校、若槻養護学校については、体育館を含めた新築部分のZEB化やエアコン設置を前提に設計を行ってまいっているところでございます。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）御答弁いただきましたが、体育館のエアコン設置はほとんど進んでいな

いということで、大変残念であります。

文部科学省は、公立学校施設における空調設備の設置状況調査を1年置きに実施し、公表しています。前回は令和4年に行われ、今年が調査年に当たっており、令和6年度の調査結果は9月末日に公表されました。

文部科学省の調査で、都道府県ごとの体育館等への設備設置状況に着目してみました。それによりますと、東京都の令和4年と令和6年では、小中学校は82%から89.2%、特別支援学校は97%から97.2%、高等学校は39%から62.2%と、令和4年段階でも設置率が高い上にさらに進んでいました。

なぜ東京都で設置が進んだのかを調べたところ、小池都知事が、2018年9月都議会で、都内全ての公立小中高校の体育館に冷房などの空調設備を設置するため補助制度を設ける方針を表明。対象は約2,000校。熱中症対策だけでなく、災害時に避難所として使われるため、居住環境の改善も目指すとして始まり、8年間で100%を目指していることが分かりました。当時は、「蒸し風呂体育館、さようなら」と報道されたそうです。

そのほかには、愛知県の大村知事は、今年2月に、猛暑の中でも、熱中症を防ぎ、体育の授業や部活動を続けていくよう進めていきたいと知事会見しています。4年間で全ての県立高校の体育館、武道場に空調設備を設置すると表明して予算計上しています。大村知事は、会見の中で、小中学校は補助があるも、高校は対象外。よって、国に対して、高校への補助について知事会からも意見を上げたいと発言しておられました。熱中症は命に関わることとはいえ、それぞれの知事の決断には正直驚きました。

熱中症対策、子供たちの教育環境や安全の確保、さらに、災害時には、市町村から要請があれば地域の避難所として利用されます。避難所の環境改善の観点からも県として体育館へのエアコン設置を進めていただきたいと思います。知事の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 県立学校の体育館へのエアコン設置についてという御質問であります。

先ほど教育長から御答弁申し上げたように、現在県立高校におきましては、再編新校の整備の中で体育館の断熱化に取り組んでいるところであります。

また、配慮が必要な児童生徒が通う特別支援学校においては、現在改築を進めている学校においてエアコンを体育館等にも設置するよう進めているところでございます。他の学校についても、順次改築等に併せて整備を進めていきたいというふうに考えております。

各都道府県それぞれの考え方で施設整備を行っているわけでありまして。我々も決して子供たちの教育環境を横に置いているわけではありません。今回御質問いただいた避難生活というような観点も考えれば、その質の改善は私も必要だというふうに思っております。

今後、教育委員会から教育現場の実態もお伺いしながら、必要な整備の在り方について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）知事からも御答弁をいただきましたが、高校再編などの計画と併せてということになると、対象になっていない学校はどうなるのかということもありますので、このあたりのところも含めて、教育委員会としっかりと計画そのものについて議論をして進めていただきたいと思います。

次に、核廃絶等について伺ってまいります。

8月4日から6日まで広島市で開かれました2024原水爆禁止世界大会に参加しました。79年前、米軍によって広島と長崎に投下された原子爆弾は、人類が体験したことのないこの世の地獄をもたらしました。子供を含め民間人が無差別に殺りくされ、その年の暮れまでに21万人の命が奪われました。

来年は被爆80年です。辛うじて生き延び、苦難の人生を歩んできた被爆者たちは、現在の緊迫した情勢の中で、生きているうちに核廃絶をと、渾身の力を振り絞って立ち上がっています。

世界大会で被爆地に集った私たちは、核兵器のない平和で公正な世界を、人類と地球の未来へ流れを転換していくために共に行動することをと呼びかけました。大会の中で、被爆者からは、再び被爆者をつくるなど諦めず戦い、日本国内はもとより世界各地を訪れ、非人道的な核兵器被害の実相を伝え、核廃絶を訴え続け、核兵器禁止条約交渉会議に参加し、禁止条約の成立にも尽力してきたと報告されました。

核兵器禁止条約を生み出すまでには、世界の市民社会の長い運動があり、そして、被爆者がもう誰にも自分と同じ思いはさせたくない和被爆の実相を語り続けています。しかし、高齢になり、被爆者自身が語り続けることには限りがあるからこそ、来年の被爆80年には特別な思いが込められていることを痛感しました。

私は、今回改めて広島平和記念資料館、原爆資料館を訪ねました。広島平和記念資料館の展示、1945年8月6日の8時6分までの穏やかな広島市街地の風景から原爆投下で一変したありさまは、まさに地獄絵図です。人としての形をとどめることもできない無残な死は、目を背けたくなりました。その資料館の展示内容には、高齢になり被爆体験を直接聞くことができなくなる前にと、被爆者から高校生が話を聞き、描いた原爆の絵も展示されていました。若い世代がつなごうとしていることを知りました。

8月6日の平和記念式典で、松井広島市長は、昨年度、平和記念資料館には世界中から過去最多となる約198万人の人が訪れた。これはかつてないほど被爆地広島への関心、平和への意

識が高まっているもののあかしとも言えます。世界の為政者には広島を訪れ、そうした市民社会の思いを共有していただきたい。そして、被爆の実相を深く理解し、被爆者のこんな思いはほかの誰にもさせてはならないという平和の願いを受け止め、核廃絶への揺るぎない決意をこの地から発信していただきたいと呼びかけました。

長野県内にも、核兵器のない世界をと、長年にわたって広島平和記念式典への参加者を派遣する事業を続けている自治体があります。8月を中心に、戦争展や原爆の写真展などの取組が県下各地で行われております。

そこで、県としても、代表を派遣したり、県庁舎や合同庁舎など非核平和の啓発活動の場として活用していただけないか。県民に核兵器によってもたらされる被爆の実相を伝える取組をしていただきたいと思います。その点、いかがでしょうか。企画振興部長に伺います。

核兵器禁止条約の署名は93か国、批准国は70か国へと広がっています。原爆投下から既に79年。被爆者は高齢になり、来年は被爆80年。それまでに日本が核兵器禁止条約に署名をと願っています。現在、日本政府に対し核兵器禁止条約に参加することを求める署名が、全国各地で取り組まれております。知事にはぜひとも御賛同して署名をしていただきたいと考えます。阿部知事の御所見をお聞かせください。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）核兵器廃絶に向けた取組についてお尋ねがありました。

毎年開催される広島平和記念式典には、県内の市町村において児童生徒や若者等を派遣する事業が行われており、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを学び、平和の大切さや尊さを肌で感じる貴重な機会となっております。

県としましては、市町村でのそうした取組を踏まえ、県内における啓発活動に力を入れて取り組んでいるところでございまして、毎年8月に民間団体と連携して、広島・長崎の原爆投下後の様子を捉えた写真や絵などの企画展示を県庁や合同庁舎で開催しております。今年度は、合同庁舎での展示を1か所増やすとともに、新たな民間団体と協力して、県庁で企画展示を開催し、充実を図ったところでございます。今後も、こうした取組がより効果的なものとなるよう工夫してまいりたいと考えております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には核兵器禁止条約への参加を求める署名運動への署名について御質問をいただきました。

世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の廃絶、そして恒久平和の実現は、全ての国民の願いだというふうに思いますし、私もその1人でございます。こうしたことから、平成29年には、広島、長崎の被爆者の方々が訴えていらっしゃる核兵器廃絶国際署名の趣旨に賛同させていた

だきました。核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めるというものでありまして、これについて署名をさせていただいたところでございます。

今日、核兵器の使用をほのめかす国がある一方で、核抑止力が世界の安定に一定程度寄与している現状を踏まえますれば、核兵器廃絶に向けては、核兵器保有国を含む全ての国が足並みをそろえて取り組んでいくということが不可欠だというふうに考えております。御質問いただきました署名につきましては、こうした基本認識の下で判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）長野県としても、市民団体の皆さんとの協力によって、県の庁舎、合同庁舎などを生かして核兵器廃絶の展示などを行っているとのことですが、引き続き充実していただきたいと思えます。知事には、新たな署名について今後また十分御検討いただきたいと要望をしておきます。

石破首相は、ウクライナがロシアに侵攻されたのは、北大西洋条約機構、NATOに入っていなかったからだとして、中国を抑止するため、アジア版NATOの創設を主張。さらに、中国、ロシア、北朝鮮に対抗するために、アジア版NATOで米国の核兵器を共有すべきだと述べました。核兵器のない世界の流れに逆行するどころか、唯一の戦争被爆国日本がアジア全域で核戦力強化を呼びかける危険な姿をあらわにしています。

今、世界を対立するブロックに分断するのではなく、アジアや欧州でも憲法9条を生かした平和外交こそ求められていると申し上げて、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時27分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

丸茂岳人議員。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）地方創生10年の総括と今後の課題についてお伺いします。

東京一極集中是正を目指す地方創生の取組が本格的に始まってから、10年目の節目を迎えました。具体的には、平成26年のまち・ひと・しごと創生法施行から10年経過したということですが、地域が抱える課題は地域ごとに様々ある中で、各自治体が自らの創意工夫の取組を実施

するため、国が後押ししていくというのが基本理念であったと思います。

この取組により、地域によっては人口増や出生率の向上、当時の人口推計を上回る地域もあり、一定の成果が出たとは思いますが、全体で見れば、東京一極集中には歯止めがかからず、地方が引き続き厳しい状況にあることは間違いありません。

また、数値的に地方創生が成功したと言える地域でも、どこか極端な施策を行っている地域も多く、例えば、福祉の予算を極端に増やしたがインフラの劣化が激しいとか、期限付きの補助金を身の丈以上に獲得し、その後の自立走行に懸念があったりする場合も多いと思います。地方創生という理念の下、地域の間で人口の奪い合い合戦になっていることもあると思います。

9月1日の信濃毎日新聞の一面にも、68%の自治体が地方創生の成果不十分、単独対策に限界との見出しが載りました。県内首長の7割が不十分と答えた理由はどこにあるのか、その理由をしっかりと分析する必要もあると思います。

私の感覚では、地方創生事業というのは、とにかく国からの交付金を多く取るのだという地方の自治体同士の分捕り合戦に見えるところもあり、事業の将来性や収益性がおざなりになっているようにも感じていました。また、補助金の交付期間が切れた後の自立走行が危ぶまれる事業も多くあるように感じます。

そこで、まずは、改めて長野県における地方創生の目的とは何かお伺いするとともに、今回、県内首長の7割が不十分と答えた理由はどこにあるのか。10年前と現在とでは地方創生の捉え方も違っているように感じますが、10年たってみて感じる成果とこれからの課題についてお聞きします。また、長野県として点数をつけるとすれば何点か。それは合格点であったのか。阿部知事にお聞きしたいと思います。

次に、都道府県格差の問題と、都道府県連携はどこまで可能で、目指すべきところはどこか、お聞きします。

国策としてこの10年様々な手を尽くしていますが、東京一極集中に歯止めがかかりません。コロナを契機に地方回帰の流れが加速するような雰囲気もありましたが、徐々に都心回帰へ戻りつつあるようにも感じます。

コロナ以前の5～6年前までは、地方に仕事がないのが東京一極集中の最たる理由でありましたが、今は、人手不足が顕著で、働き口は地方にも十分あると思います。コロナを経てリモートワークや働き方改革なども進み、地方回帰のきっかけが生まれつつあるようにも感じましたが、地方に人が流れそうになると東京が豊富な資金力を背景に次々と東京ならではの施策を打ち出し、まるで地方回帰を防ぐような印象さえ感じました。今のままではこの流れは止まらないと感じます。

十数兆円という豊富な予算を背景に次々と施策を打ち出す東京都に対し、知事会にも様々議

論はあると思いますが、税の再分配の在り方を国が検討するとともに、近隣県が連携して地方分権を維持し、思い切った施策を打たなければ、人の流れは戻らないと感じますが、いかがでしょうか。

例えば、九州のような産業クラスターの形成や広域交通の在り方、思い切った広域行政の推進等、地域でやれるべきこともあるかと思いますが、どのような可能性があるか、阿部知事にお聞きします。

人手不足は始まったばかりで、本格化するのはいずれです。地方回帰が進まず、東京一極集中が進んでいくと、当然ながらコミュニティの維持が難しくなり、地方がますます住みにくい状況になることは想像できます。

そんな中で、あらゆる職種で人手不足が進んでいくと思います。今現在、既に人手不足は深刻ですが、本格的にはこれから深刻な事態が待っていると思います。そうした中で、今後、雇用の流動化が本格的に進んでいくと思います。

一方、これはますます人が出ていくきっかけにもなりますし、逆に地方に人が流れるきっかけになるかもしれません。私は、新陳代謝を促すためにも、雇用の流動化等の成長戦略や規制緩和を進めていく必要があると思います。

そこでお伺いしますが、県として今後雇用の流動化を促進させていくべきと考えるが、どうか。また、どのような効果があるか。一方で、課題はどこにあるのか。また、その課題解決のために県としてできる対策はどのようなものか。県の考えを産業労働部長にお聞きします。

次に、改正地方自治法についてお聞きします。

地方自治法が改正され、国の指示権が拡大されました。メリットとしては、地方自治体の活動に直接的に関与できるため、予算や人材などの資源を効率的に配分することが可能となり、特に、財政に余裕のない自治体に対しては、国が指導することで、迅速・適切なサポートを提供できることがあると思います。

一方で、地方分権の観点からすると、中央集権が加速し、地方の自主的な問題解決能力が退化していき、地方分権とは真逆の作用をもたらす可能性もあります。この問題は、様々な観点から今後の対策を考慮すべきですが、県民として指示権拡大によりどのようなことが起こり得るのか、なかなか理解しにくいところがあり、分かりやすく県民に伝えていく必要があると感じます。

長野県は、これまで多くの災害に見舞われてきたわけですが、我が県でこれまで起こった災害を振り返り、指示権が拡大されたら人命救助や災害復旧にどのような効果が期待されるかお聞きするとともに、地方自治の独立性を考慮しても必要なものか、県の所見を阿部

知事にお伺いします。

この度、新政権、新総理が誕生しました。石破総理は、初代地方創生担当大臣を務めた経験からも、地方創生には力を入れていくものと期待しています。そこで、長野県として、地方創生の推進において最も取り組んでほしい事柄、地方として一番訴えていきたいことは何か。阿部知事にお伺いします。

長野県のそば生産への対応と、荒廃地を増やさないための取組についてお聞きします。

そば議連が立ち上がり、長野県そばのブランド化にはますます期待するところですが、私からは、足元のそば粉の生産についてお伺いします。

そば粉の生産についてですが、茅野市を含む富士見町、原村の八ヶ岳西麓地域では、国の減反政策に沿って、農地の有効活用と農業経営の安定を目的に、転作交付金制度を活用し、そばによる転作を長年進めてきております。

しかしながら、令和3年12月に方針が決定され、令和4年から実施されている国による制度の厳格化により、高齢の農家が多い生産現場からは、交付金がなくなると生産継続が難しくなるとの話があり、地域の大切な農産物として生産されてきた地域特産ともなっているそばの栽培の衰退と、それによる耕作放棄地の増加も心配されております。

これまで、農家の努力で農地が有効的に活用され、守られてきたということ。今回の制度の厳格化によって耕作放棄地が増加するとなれば、これまでの農政推進の方向とは大きく異なり、継続されなくなることで発生する問題のほうが重大で、こんなことでは、そばブランドを進めながら足元がぐらついているのではないのでしょうか。

茅野市、富士見町、原村では、諏訪地域全体の6割を超える65店のそば店があり、観光に来る方に地元のそばが提供されており、そばは大切な観光資源にもなっています。これは、観光県である本県では、多くの観光地域で同様だと思います。

このような中で、国産そば粉の自給率は3割に届かず、このような低い自給率の中で長野のそばのブランドを守っているわけで、さらなるそば生産の衰退は、県が進めようとしているブランド化の推進に大きく影響があると考えます。

今回のブランド化の取組により、100%県内産そばの提供はいつかは達成したい目標ではないのでしょうか。そのためにも、そば生産の施策の充実について、長野県としてそば関係県と連携して国に働きかけるなど、積極的な対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

今回の制度の厳格化の中で、県として生産現場の意見をどのような方法で捉えてきたのか。その意見から、生産現場への影響をどう整理しているのか。また、生産減少が心配される中で、どのような実効性のある対応を考えているのか。小林農政部長にお伺いします。

そば生産向上に向けた試験研究の対応についてお伺いします。

今回の国の制度の厳格化への対応等について、茅野市のそば生産組合や農業委員会の関係者に集まっていたいただき、意見交換を実施しました。生産現場からは、現実的には、そばは交付金がなければ10アール当たり少なく見ても5,000円以上は赤字になってしまうとの意見がありました。現場は、生産者の高齢化が著しく、山際の生産効率の低い農地もかなりあり、これまでの生産の中で既に稲作の機械を手放してしまっている農家もあり、現状を鑑みると、そば生産以外の選択肢はないに等しい状況だという感じがしています。

このような中で、茅野市では、農家に対して、交付金がなくなってもそば生産が継続できるよう、そばでのオーナー園やそばの二期作、収量性の高い赤そばでの観光連携などを提案しているところです。市役所から聞くとところでは、春まき夏どり、夏まき秋どりの二期作が可能であり、さらに、倒れにくい「桔梗13号」という品種が県の野菜花き試験場で品種登録出願中であるとのことでありました。

また、昨年度、茅野市では、県の試験場の研究要望募集のタイミングで、観光振興と農業振興の双方への活用を考え、収量の多い赤色の花の咲くそば品種の研究について要望したところ、収量も確保できる赤い花の赤そばの品種について、研究素材があり、試験中との回答をいただいたとのことでした。県の試験場は生産現場の状況やニーズをきちんと承知し、現場対応した研究を積極的に進められているということで、関係者は大変感激したと聞いています。二期作が可能な品種及び赤そば品種の育成の現状と、生産現場での活用までのスケジュール感、今後のそば生産への活用の可能性について小林農政部長にお伺いします。

今回の国の制度厳格化は、国全体の政策としては理解できますが、全国を一律で捉えた政策であり、おのおのの地域における実情や課題は異なると思います。アウトラインの部分は、中央政府で決めた政策に沿ってトレースすることは施策の効率性も高くなりますし、当然であります。変化が著しく地域事情も多様化している現在においては、施策の実効性を高めるには、全てが国の言いなりではなく、細かい部分においては地域の事情に合わせた自由度の高い対応が重要になっており、それこそが地方分権の確立につながると考えます。現状の仕組みのままでは、農家の衰退のみならず、長野県の至るところに荒廃地が増え、我が県の売りでもある風光明媚な景色が失われていくことが危惧されます。

そこで、知事にお伺いします。

今回の制度厳格化は理解できますが、政策のメッシュが粗く、個々の地域事情が反映されていない実態があると考えます。今回の件に限らず、国が決めた大枠の政策の中で現実的に対応できない地域事情がある場合、県として地域事情を吸い上げ、細かい視点で最善を尽くして国へ要望を行うべきと考えますが、知事としての御所見をお伺いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には大きく5点御質問を頂戴いたしました。

まず、地方創生に関連して、目的、成果と課題という御質問でございます。

本県では、平成27年度に「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～」を策定して取組を行ってまいりました。急激な人口減少に歯止めをかけ、人口減少下にあっても本県の活力を維持向上させると、こういう目的を掲げて取り組んできたところでございます。

私も含めて多くの首長がこの地方創生の成果が不十分だというふうに考えている理由は、これは推測の部分もありますが、やはり大きな流れとしての少子化の傾向が、反転するどころか加速化してしまっているという状況、そして、東京への過度な一極集中がいまだに是正されていない、こうした問題意識がこの評価につながっているものというふうに受け止めております。

これまで、本県としては、保育料の軽減や子供の医療費助成の拡大などの子育て家庭への支援の強化、また、官民一体となった移住施策の積極的な推進、また、営業局の設置をはじめとして、県内産業の競争力強化のための取組、さらには、様々な分野における人材、担い手確保策の充実に取り組んできたところでありまして、人口の社会増減や労働生産性という観点につきましては、当初目指した方向性に沿って一定の改善が見られてきているというふうに思っております。

しかしながら、大変残念なことに、合計特殊出生率、少子化については、歯止めをかけるには至っていないという状況がございます。これまでの取組に点数をつけるということはなかなか難しいというふうに思っておりますが、この地方創生に向けた取組はいまだ道半ばというふうに考えております。

続きまして、税の再分配の在り方、それから他の都道府県と連携しての思い切った取組が必要ではないかという御質問でございます。

まず、東京都の税収が都道府県の中で突出して大きいと。そして、その充実した財源を背景に、なかなか私ども他の道府県ではできないような取組を行っているということは、まさに御指摘のとおりだというふうに考えております。

地方税は、私たちにとって非常に重要な財政基盤であります。これは、地域間の格差が過度に生じないようにしていただくということが大変重要だというふうに思っております。税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築が不可欠だというふうに思っております。この点については、国の責任において早急に取り組んでもらうよう全国知事会としても求めているところでございます。

また、今後の人口戦略の取組の中でも考えていきたいと思っておりますが、県土のグランドデザインをつくっていく中で、長野県の強み、それぞれの地域の強みを生かすとともに、東京に集中している様々な企業や政府機関の受皿となり得るような地域形成の在り方について国の

動向も踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

例えば、リニア中間駅を中心とした多極分散型国家のモデルとなる実証都市圏域の先行形成も国に強く提言してきましたし、国からもそうしたものを後押ししようという方向性が出されています。これらは、中間駅ができる他の県とも連携して取組を進めていきたいというふうに思っております。

また、都道府県同士で企業の奪い合いになってはいけません。日本全体を考えたときに、この東京一極集中にはやはり課題があるのではないかと多くの皆さんに認識していただくということが重要だというふうに考えております。

そういう観点で、経済界の皆様方にもこうした問題意識をしっかりとっていただくということも重要だと思っております。今年に入りましてからも、経団連、それから経済同友会に、人口の問題について私からお話をさせていただきました。その中で、東京一極集中の課題についてもお話をさせていただいているところであります。これは、国を動かし、国土政策を変更していく上では、幅広い国民の皆さんの理解と協力が必要だというふうに思っております。

全国知事会の国民運動本部としても、この地方自治の理解、意義の拡大についても努力をしていきたいと思っておりますし、我々長野県としても率先して取り組んでいきたいと思っております。続きまして、国の指示権の拡大についてでございます。

自治法の改正によりまして、国の補足的な指示の制度化が行われたところであります。私としては、その必要性については理解しているところであります。

特に私が問題意識を持っておりますのは、新型コロナ対応での経験でございます。国と地方は対等、協力になっていきますので、国からは、責任の所在が曖昧な技術的助言と称する事務連絡がたくさん来ていたわけでありまして、何らかの問題が生じた場合には誰が判断して誰が責任を負うのかということが極めて曖昧だったと思っております。

もちろん、我々県が最終的にアクションしたものについては私が責任を取るということでありましてけれども、ただ、国が技術的助言ということでたくさん文書をよこして、それに基づいて県の各組織が動いていく。私が全部をコントロールすることはできませんので、地方が責任を持つものと国が本当に責任を持って行動するものはやはりしっかり分けてもらわなければいけないのではないかとこのように思っています。

今回、閣議決定を経て、内閣が責任を持って必要な措置を指示する、責任の所在がはっきりするという形になります。国としては、ぜひ責任ある対応を行っていただきたいということを強く期待しているところでございます。

続きまして、地方創生の推進において、新政権、新総理に最も取り組んでほしい事柄ということでございます。

国全体における今の最重要課題は人口減少対策だというふうに考えております。私が本部長を務めております全国知事会の国民運動本部におきましても、自民党総裁選、それから立憲民主党の代表選の各候補者に対して要請活動を行いました。その提言の重要項目の最上位にこの人口減少対策の推進というものを位置づけさせていただいたところであります。これから総選挙に向けて、各党に知事会として提言を行ってまいりますけれども、まさにこの点を強調していきたいというふうに思っています。

具体的には、東京一極集中を是正し、企業、大学の地方への移転投資や移住・定住を促進するための社会減対策、それから、少子化に歯止めをかける自然減対策、さらには、希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくり、この3点について真に実効ある政策を再構築してほしいと。そして、国として、この政策を推進するための司令塔の設置、そして、我々地方との適切な役割分担で施策を強力に推進してもらいたいと、こういうことを要望してきましたし、これからも強く要望していきたいというふうに考えております。

私は、国民運動本部長として、47都道府県知事の考え方を踏まえてこの提言を取りまとめた立場でもあり、私も同じ考え方でありますので、こうした内容が実現できるように取り組んでいきたいと考えております。

そして、最後に、地域事情の反映方法についてという御質問でございます。

我々地方自治体としては、県民起点で、県民の皆様方の安全・安心の確保、経済の発展に日々取り組んでいるところであります。しかし、御質問にもありましたように、日本の場合はかなり中央集権的な行政体制になっておりますので、国の規制、義務づけ、独自財源の不足、こうしたことで、個々の政策を私たちが実現したい方向に向けて取り組むときには障害になる、支障を来す事例があるということも事実でありまして、随時国に対して課題の解決を求めているところでございます。全国一律の基準ではなかなか地域の実情に即さないということで、こうした問題提起は今後ともしっかりと行っていきたいというふうに思っております。

加えて、国と地方は対等、協力になったとはいえ、いまだにこうした課題を県議会でも議論しなければいけないという状況は、完全に分権型になっていると申し上げるにはまだまだ程遠い状況だというふうに思っております。長野県としても、抜本的な地方分権が進むように、全国知事会の皆さんと協力しながら取組を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には雇用の流動化の効果と課題についてのお尋ねでございます。

人手不足が深刻化し、人材獲得競争が激しくなることは、労働者がよりよい条件を求めて企

業間の人材移動につながる雇用の流動化を促すものと考えております。雇用の流動性が高まりますと、その効果といたしまして、キャリアの選択肢が広がり、個人はより高い給与やライフスタイルに合わせた仕事に就くことができる。あるいは、経営課題に応じて企業は専門知識を持った人材を確保できるため生産性が向上するなど、人口減少社会においては、議員御指摘のとおり、新陳代謝が進み、適材適所の効果的な人材活用が図られる面で注視すべきものと考えております。

ただ一方で、仕事を失うリスクや非正規雇用の増加など、雇用の安定性が低下する。あるいは、経験豊富な人材の流出や転職の可能性を含む者の採用など、企業の採用・育成コストが増える。あるいは、高度人材はよりよい条件で転職する一方で、スキルが不足する労働者は低賃金の仕事にとどまる、いわゆる労働市場の二極化が進み、社会的な所得格差が拡大するといったことが懸念されるところでございます。

そのため、このような課題に対しましては、働く人が自ら希望するキャリアを選択するための主体的なスキルアップや、人材の定着率を高めるため、男性の育休取得促進や賃上げ、多様な働き方の導入など、企業が取り組む職場環境改善といった労働者一人一人の学び直しの環境整備と企業の変革支援が必要でございます。

今後も、引き続きこの労働市場の動向をしっかりと捉えながら、人手不足の解消に向けて必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私にはそば生産に係る質問を2点いただきました。

まず、水田活用の交付金制度の運用の厳格化に対する対応についてのお尋ねです。

制度運用の厳格化に当たり、県では、市町村や生産者団体への聞き取りを行い、品質低下や収量の減少、遊休農地化が懸念される等の地域の不安な声を整理し、国に対して丁寧な説明と地域の声を十分に踏まえた柔軟な運用を要望してまいりました。その結果、当初5年に1度の水稻の作付とされていた交付金の要件が、5年に1度の1か月以上の水張りへと大幅に緩和されたところでございます。

そば生産の維持に向けては、排水対策などの基本技術を徹底し、安定した生産により収量を確保することが非常に重要であると考えており、県では、実証圃場での収量性の検証などに取り組んでいるところでございます。

また、国が今回の措置に合わせて新たに創設した畑地化促進事業のほか、活用できる交付金を最大限活用し、ソフト、ハードの両面から支援を行ってまいります。国に対しては、そばに対する恒久的な支援策の創設など施策の充実を求めているところでございます。

次に、そばの新たな品種についてのお尋ねです。

そばは、天候等の影響により収量が大きく変動してしまうことが最大の課題であることから、県では、湿害に強い、倒れにくい、収穫時に実が落ちない、二期作が可能などを開発目標として育種を行ってございます。

夏と秋の年2回の栽培、収穫が可能で、倒れにくい品種「桔梗13号」は、昨年4月に品種登録の申請を行ったところで、現在、現地での試験栽培や生産者へ供給する種の確保に向けた取組を進めており、早ければ再来年、令和8年にも生産が開始できる見込みです。

赤そば品種については、収量性も加味した有望な系統を選抜している段階で、生産現場への導入はもうしばらく時間が必要です。桔梗13号は、高い収量性の確保による農家所得の向上、赤そば品種は、景観形成も兼ねたブランド化も期待できる品種であり、早期に普及し、そば生産の活性化に寄与できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

[20番丸茂岳人君登壇]

○20番（丸茂岳人君）もろもろ御答弁いただきました。地方の衰退や少子化は一種の自然現象で、人間が老いていくように避けられないことなのか。もしくは、起死回生となる打開策はあるのか。引き続き五里霧中の中、できることは、将来を見据え、打つべき手を打つことだと思います。

これまで10年の総括から、ここから先はかなり思い切ったことをやらないと、地方創生も少子化対策も効果がないということは分かったわけです。30年前に、将来の人口減少が分かっているながら本格的な手を打てなかった反省を踏まえるときが来ています。本格的な人口減少、地方衰退はこれからが本番です。なぜあのときに手を打てなかったのかと再びならないように最善を尽くしていただきたいと思います。

そして、机上では分からない細かい地域事情をきちんと拾い、問題解決に取り組んでいただきたいと思います。それこそが地方創生であり、地方分権の確立であると申し上げまして、私の一切の質問を終えます。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、望月義寿議員。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、耐震に関する助成対象について質問いたします。

令和6年1月1日、能登半島地震が発生しました。その復旧が半ばにもかかわらず、9月には豪雨災害が発生し、多大な被害が生じてしまいました。あまりの理不尽さに言葉もありません。被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御

冥福をお祈りいたします。

能登半島地震の教訓を受けて、本県では、長野県地震防災対策強化アクションプランを策定し、地震災害死ゼロに向けた取組を始めました。現在、耐震診断、改修、除却の費用については、昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた木造住宅を助成対象としています。

しかしながら、平成28年熊本地震の被害状況を一般社団法人日本建築学会が悉皆調査した結果を国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が精査・分析した2,340棟、木造1,955棟、鉄骨造276棟、鉄筋コンクリート造52棟のデータによると、木造1,955棟の被害結果は、全体で、倒壊・崩壊297棟、15.2%、大破230棟、11.8%、軽微・小破・中破1,014棟、51.9%、無被害414棟、21.2%となりました。

このうち、昭和56年5月以前の旧耐震基準のものは、倒壊・崩壊214棟、28.2%、大破133棟、17.5%、軽微・小破・中破373棟、49.1%、無被害39棟、5.1%であり、新耐震基準877棟が、倒壊・崩壊76棟、8.7%、大破85棟、9.7%、軽微・小破・中破537棟、61.2%、無被害179棟、20.4%であることに比較すると、明らかに新耐震基準の効果が見てとれます。

しかしながら、阪神・淡路大震災により新耐震基準の建築物が多数倒壊した教訓から、耐力壁のバランスや柱上下の結合を規定し強化した平成12年の改正以降の木造住宅319棟の倒壊・崩壊7棟、2.2%、大破12棟、3.8%、軽微・小破・中破104棟、32.6%、無被害196棟、61.4%という結果を鑑みるに、平成12年5月31日以前の木造建築物を対象にしなければ耐震化の実効性が上がらないと言えます。

長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）においては、住宅の耐震化率の目標を令和7年度に92%としていますが、これは、昭和56年の改正を基にした目標です。耐震改修促進計画を改正し、耐震診断、耐震改修を進める対象を平成12年5月31日以前のものに明確に位置づけ、助成対象とすべきと考えますが、いかがでしょうか。新田建設部長に御所見を伺います。

また、耐震診断においては、県として無料の耐震診断の対象を平成12年5月31日以前に変更し、市町村に対しても対象とするよう働きかけ、県民の耐震改修の判断に役立てるようにはいかがでしょうか。新田建設部長の御所見を伺います。

耐震改修においては、総合評点1.0以上の改修が理想ではありますが、所有者の予算の関係で全面的な改修ができない場合も想定できます。耐震改修への補助は、総合評点0.7以上の改修であれば対象となりますが、0.7以上であれば倒壊や崩壊を防げると考えてよろしいのでしょうか。

また、県の総合計画であるしあわせ信州創造プラン3.0では、令和9年度までに住宅耐震化率を95%と設定している一方で、長野県地震防災対策強化アクションプランでは地震災害死ゼロを基本目標に掲げていますが、その整合性をどのようにお考えか。どのように対処するのか

について新田建設部長に御所見を伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいま木造住宅の耐震に関する助成対象について御質問をいただきました。

県では、長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）に基づき、旧耐震基準の下で、昭和56年5月以前に建築された住宅のうち耐震性が確認されていない約14万1,000戸を対象として耐震化を進めております。

一方、議員御指摘の対象となる昭和56年6月以降に建築された新耐震基準の住宅のうち、基準が強化された平成12年5月以前に建築されたものは約32万5,000戸となっております。熊本地震における被害状況の調査報告によりますと、旧耐震基準の木造建築物のうち倒壊・崩壊したものは28.2%、これに対して、新耐震基準のうち基準強化前に建築された木造建築物では8.7%と報告されており、その差は3倍以上になります。

県としては、地震災害死ゼロを目指していることから、平成12年5月31日以前に建築された住宅についての必要性も認識しているところではありますが、まずは、より対策が急がれる旧耐震基準の住宅の対策を優先して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

続いて、無料耐震診断の対象変更と市町村への働きかけについて御質問をいただきました。

無料の耐震診断事業につきましては、県と市町村が協調し、旧耐震基準と呼ばれる昭和56年5月以前に建築された住宅を対象に実施しているところでございます。

しかしながら、現在においても、この旧耐震基準の住宅のうち約1割程度しか耐震診断が実施されていない現状があることから、まずは旧耐震基準の住宅の耐震診断を進め、これらを平成12年に改正された新耐震基準に適合するよう市町村に働きかけをしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、総合評点0.7以上の耐震改修の効果と目標の整合性についての御質問をいただきました。

耐震診断の結果算出される総合評点は、現行の建築基準法で定められている最低限の耐震性能を1.0とした場合に、これに対する強度を比率で表した指標であります。総合評点0.7以上であれば震度6強程度のときに倒壊しないと判定されるため、命を守るという観点からは効果があるものと考えております。

長野県地震防災対策強化アクションプランは、基本目標に向けた集中取組期間として設定しております。その期間後は、次期長野県強靱化計画において取組を着実に継続推進することとしております。住宅の耐震化につきましても、令和9年度の目標95%を目指すとともに、地震災害死ゼロに向けてその後の取組も着実に推進してまいります。

以上です。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）まずは昭和56年以前のもを最優先でというお考えは理解できますが、そうはいいましても、やはり平成12年以前のもも対象にしなければと思います。決して平成12年以前のもが対象にならないという理解ではないと考えますので、ぜひそのあたりも柔軟に、県民の命を守るという観点から耐震改修を加速度的に進めていただきますようお願いいたします。

次に、有害鳥獣対策に係る人材の確保について質問いたします。

6月定例会の一般質問において有害鳥獣対策について質問し、捕獲、駆除を行う専門職員の配置を要望しましたが、その後も熊による被害が多発しています。県においては、ツキノワグマ出没警報を発令、クマ対策員を配置し、広域連携クマ対策チームを編成して対策してくださっていますが、今後、猟友会の高齢化や成り手不足が進むことは確実に想定できます。

また、有償ボランティアである猟友会の皆さんが命がけの業務をこなすことを前提とした対策には限界があると考えます。長野県猟友会が行ったツキノワグマ等の出没に際しての広域活動アンケートの調査結果によると、熊出没に対する今後の見通しにおいて、今後も対応可能と答えた支部が30%あるものの、今後は不安と答えた支部が56%に上り、現在も苦慮の14%を加えると、70%に及びます。

こうした現状を見ると、技術力の高い人材の確保育成が重要であると考え、さらなる手厚い支援、人材の確保育成策を今のうちから行い、将来に備えるべきと考えますが、県としてどのような取組を行っていくのか。須藤林務部長に御所見を伺います。

また、同アンケートでは、熊等の出没に対する広域連携について、連携困難が50%となった一方で、行政が仲立ちしてくれれば可能との声もあるとお聞きします。猟友会支部同士の広域連携を進めるに当たり、県としてどのように関わっていくべきであるとお考えか。須藤林務部長に御所見を伺います。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）有害鳥獣対策に係る人材の確保につきまして2点御質問をいただきました。

まず、技術力の高い人材の確保育成についてでございます。

ツキノワグマ等の出没に際しては、市町村からの要請に応じて市町村の鳥獣被害対策実施隊に捕獲等の対応をしていただいております。実施隊員の約7割を猟友会員が占めております。

長野県猟友会では、熊等の出没に際して、猟友会各支部における対応状況を把握するために、今年の8月から9月にかけてアンケート調査を行いました。その結果、現状では93%の支部で

対応できているとの回答があった一方で、議員御指摘のとおり、今後の見通しについては、約7割の支部で不安を感じている等の回答がされております。今後、高齢化等により、出沒に際してすぐに対応できる会員が減少することを懸念されているものと考えられます。

県では、狩猟免許の取得を考えている方々や、実際の狩猟活動を行っていない方々などを対象に、狩猟技術を取得していただくハンターデビュー支援事業等による狩猟者の確保や、新規に猟銃の所持許可を取得するのに必要な経費への支援、狩猟の技術向上のための実技訓練の実施などにより熊等の出沒に備えた体制づくりを進めているところですが、こうした状況を踏まえ、引き続き現場で対応されている猟友会や市町村の声をお聞きしながら、捕獲に当たる人材の確保育成に取り組んでまいります。

次に、猟友会支部の広域連携についてでございます。

熊等の出沒に対する猟友会の支部同士による広域的な連携につきましては、緊急的な出動要請に対応できる人材が確保しやすくなる点で有効な方法と認識しております。一方で、昨年12月に県が行ったアンケート調査の結果では、顔見知りでない人との連携した捕獲は事故につながるおそれがあり、不安。狩猟者の人間関係は複雑で難しいとの意見が寄せられ、支部同士の関係づくりが課題というふうに考えております。

県としましても、市町村と共に、将来に不安を抱える猟友会支部を中心に、丁寧に意見交換をしながら、広域的な連携方法を一緒に考えてまいります。

以上でございます。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君）人間関係というのは難しいものもありますし、また、現場には現場の御意見も実情もあるかと思えます。そうはいいまして、やはり有効な手段であるということが分かっているわけですから、行政としても積極的に連携を取っていただくような形で御対応いただければと思います。

実際のところ、熊の被害が止まりませんので、ぜひ将来に向けた対策をお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）次に、清水純子議員。

[39番清水純子君登壇]

○39番（清水純子君）公明党長野県議団の清水純子です。それでは質問をさせていただきます。

65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障がい高齢者数が約612万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが大変重要です。

認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の方を含めた国民一人一人が

一人の尊厳ある人としてその個性と能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指して、本年1月に認知症基本法が施行されました。認知症の人も、家族も、安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要です。

そこで、行政が軸となり、小中学校の児童生徒、地域の企業・経済団体や自治会等と連携しながら新しい認知症観を定着させ、認知症に関する知識及び認知症の方に関する理解を深める取組をさらに強化すべきと考えますが、御見解をお聞きいたします。

また、新たな認知症観に対する深い知識と、認知症の方を地域で支える社会の構築に協力していただくため、認知症サポーターがさらに活躍できる取組を考えることが必要と思いますが、御見解をお聞きいたします。

共生社会の実現を進める中で、認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望を持って地域で暮らすことができ、家族が地域において安心して認知症の本人と日常生活を営むことができるように、各関連分野が連携した施策の推進が必要と考えますが、警察との連携はどのようになっているのか、お聞きいたします。

認知症と軽度認知障害の方が合わせて1,000万人を超える状況下では、実際に記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から行動・心理症状が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまう、こんなことも少なくありません。

認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけ、認知症の方の行動・心理症状の発生を抑制することは特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、「あなたを大事に思っている」ことを、見る、話す、触れる、立つの四つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードが注目されております。介護現場では、一生懸命にケアをしても、相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。国内の研究結果では、この技法によって認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したと有効性が確認されております。

また、ユマニチュードに先進的に取り組んでいるフランスの一部施設においては、離職したり、欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量を9割近く減らしたという報告もあります。

そこで、認知症の方の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の方と家族の尊厳ある暮らしを守るために、また、人材不足が危惧されている介護施設の負担を少しでも取り除く手法として、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

認知症と診断された後に、希望を失うことなく新たな目標に向かって行動することができるように、認知症の方が自らの認知症に係る経験等を当事者同士で共有する機会を確保し、本人

や家族の不安を軽減することは重要であります。そこで、認知症の方や家族等が、診断後、早期に経験者と情報共有したり、様々なアドバイスが受けられるように、インターネットによる交流も含めた認知症ピアサポート環境の整備も重要と考えますが、県内の取組状況と今後の目標について、以上5点を健康福祉部長に伺います。

認知症の方の行方不明対策の強化について、警察庁のまとめにより、2023年、全国の警察に届出があった認知症やその疑いがあった行方不明者が延べ1万9,039人に上ったことが明らかになっております。実際、認知症の行方不明者は12年の9,607人から増え続け、近年は2倍に迫る状況で推移しております。

認知症の方が行方不明になってから翌日までは生存して発見される例が多く、そして3日目以降では、生存する可能性は急激に低くなると言われております。実際、行方不明になった人の中で502人は亡くなって見つかり、250人は発見されていないとのこと。特に、独居の方の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れ、捜索開始の遅れにつながり、結果として発見が遅れることにもなります。また、行方不明者を発見した人の半数は、探していた人ではなく偶然見つけた人とのこと。

認知症の行方不明者の早期発見に向けた捜索について、専門的な認知症の方の行動パターンや捜索のコツを捜索者が知っておくことが早期の発見につながると思いますが、認知症の専門知識を持つ関係者との連携、捜索時に関する知識の研修について、現状と見解を警察本部長にお聞きいたします。

また、今後ますます増加することが懸念される認知症の行方不明者に対して、GPS端末の積極的な活用に向けての負担軽減策の実施や、衣類等に貼れるQRコードが記載されたシール等の普及など、認知症の行方不明者の生命を守る取組を推進すべきと考えますが、健康福祉部長にお聞きいたします。

最後に、認知症の高齢者数の将来推計が2025年に471万人、高齢者がピークを迎える2040年には584万人に上るとされる中で、前回の推計2015年より、いずれの年も200万人以上減少しており、喫煙者の低下や生活習慣病の改善、栄養管理や運動の必要性といった健康意識の向上が進んだことが要因と分析されております。

また、今回の推計では、認知症の予備軍である軽度認知障がいの高齢者の数も初めて示され、軽度認知障害は、適切な運動、生活習慣病治療によって健康な状態に回復できる可能性もあると言われ、認知症に進行させない取組が重要です。

上田市では、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らすことができる地域社会づくりを目指して、仮称「認知症希望宣言」の制定に向けて取組を進めております。健康長寿県として、認知症の早期発見と進行を遅らせる取組とともに、認知症の方も安心して暮らすための医

療や介護、生活支援などの具体的な計画を作成していくことが重要です。高齢者人口がピークを迎える2040年に向けて、県民一丸となって認知症の方が孤立することのない共生社会の構築に取り組む決意を示す宣言を長野県として行うことを提案いたしますが、最後に知事に所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には認知症に関連して6点お尋ねがございました。

初めに、認知症に関する知識と、認知症の人に関する理解の促進についてでございます。

議員のお話にもありましたとおり、今年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき政府で策定が進められている認知症施策推進基本計画では、先月示された計画案において新しい認知症観が打ち出されたところであり、認知症についてさらなる理解促進に向けた取組が必要であると認識しております。

認知症や認知症の人に関する正しい理解を促進するための取組として、先月21日の認知症の日に合わせて、県では、初めて、信州認知症フォーラムの開催や、認知症支援のシンボルカラーのオレンジ色での国宝松本城のライトアップ、県庁のながのオレンジリングドレスアップなど普及啓発のための取組を重点的に行ったところであり、今後も正しい知識と理解の促進に向けた施策を推進してまいります。

二つ目に、認知症サポーターのさらなる活躍の場についてでございます。

認知症サポーターのさらなる活躍の場としては、地域において認知症の人の悩みや家族の支援ニーズなどと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジの取組が県内でも始まっており、現在16市町村において活動が行われております。

チームオレンジのメンバーである認知症サポーターとなるためには、市町村が実施する認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座の受講が必要となり、県では、市町村におけるチームオレンジの取組の推進に向け、円滑に研修が実施できるよう、今年度、ステップアップ講座の標準テキスト作成等の支援を進めているところでございます。認知症サポーターが希望に応じて認知症の人やその家族の支援者として一層活躍できるよう支援していくことが重要であると考えておりますので、引き続き市町村と連携しながら活動の機会を創出してまいります。

三つ目に、認知症の人の支援に関する警察との連携についてでございます。

県では、医療、介護、福祉等の関係者が参加し、認知症施策について意見をお聞きする認知症施策推進懇談会を開催しております。事務局には、長野県警察本部の生活安全部及び交通部にも御参画いただいております。認知症施策の推進に当たっても連携や情報共有を図りながら取り組んでいるところです。

また、地域での行方不明者の捜索等について、長和町では、平成28年から、町と警察とが協力し、地域住民も参加する認知症等行方不明者捜索訓練を行い、訓練後に認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症についての知識を深める機会としております。豊丘村でも、同様に、令和元年度から、高齢者等見守りネットワーク模擬訓練と認知症サポーター養成講座を組み合わせ、警察と連携した取組を行っております。

県では、このような取組について懇談会で県警本部と情報共有を図るとともに、事例集への掲載や研修での取組紹介によって市町村等への横展開を図っているところであり、今後も普及展開や関係者の連携促進に努めてまいります。

四つ目に、ユマニチュードの普及についてでございます。

議員御指摘のとおり、ユマニチュードは、家庭や高齢者施設等における認知症の人への適切な接し方のための効果的な技法の一つであると認識しております。県内でも、ユマニチュードの技法を取り入れている医療機関や高齢者施設があり、また、先日開催した県主催の認知症フォーラムにおいても、ケア技法の一つとして講師から紹介されたところです。

認知症の人が希望を持って地域で暮らし続けられるようにするため、本人に合った技法を適切に組み合わせて提供することがケアを行う方の負担軽減の面でも重要と考えます。今後も、ユマニチュードを含め、適切なケアや対応の普及に取り組んでまいります。

五つ目に、認知症の人や家族のピアサポート環境の整備についてでございます。

専門職や地域からの支援体制だけでなく、認知症の人同士が希望を持って地域で生活できるよう、不安や必要としていることを共有できる場の提供が必要であると考えております。

県では、平成30年から認知症の人や家族が集い、本人同士、家族同士が自らの体験や希望、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場である本人ミーティングの取組を行っております。また、今年からは、本人同士が話し合い、不安を一緒に乗り越えるためのピアサポート活動として、おれんじドアながのなどに取り組んでおります。

第9期長野県高齢者プランでは、認知症の本人の発信と社会参加の機会の拡大を図ることとしており、本人ミーティングの開催促進やインターネットの利用等による交流の場の拡大の検討などにより、ピアサポート活動の場づくりを進めてまいります。

最後に、行方不明者対策としてのGPS端末の活用等についてでございます。

認知症の行方不明者など一人一人の生命を守る取組として、GPS端末等の活用は一つの有効な取組であると認識しております。認知症の人を含めた行方不明者の早期発見に向けた取組として、県内では、41市町村が認知症の家族へのGPS端末の貸出しや位置検索サービスの利用補助などを行っており、県では、それらの事業に対し財政的な支援をしているところです。

県としましては、引き続き好事例の横展開を図るなど、取組を推進してまいります。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君） 認知症の行方不明者捜索に関し、専門知識を有する関係者との連携や研修の状況について御質問をいただきました。

県内における本年8月末までの認知症に係る行方不明者数は268人で、そのうち257人の方は無事に発見されています。

認知症またはその疑いのある方が行方不明になった際には、市町村と連携を図り、各自治体が運用する防災無線のほか、各地域において発見活動に協力するSOSネットワークを活用するなど、行方不明者の早期発見に努めております。

また、認知症の方の行動や特性を踏まえた上で捜索活動を行うことが早期発見につながることから、県警察では、職員に対して、認知症に関する教養や部外講師による認知症サポーター養成講座を受講させるなど、認知症に対する知識と理解を深めているところであります。

県警察としましては、今後とも、職員に対する教養を推進するとともに、県や市町村と緊密に連携し、行方不明者の早期発見、保護活動が迅速かつ適切に行われるよう努めてまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には認知症の方に寄り添う共生社会の構築に関連して、その共生社会構築への決意を示す宣言を行うことを提案するが所見を伺うという御質問を頂戴しました。

認知症は、どなたもなり得るものであります。そういう意味では、広く県民の皆様方に認知症に関する正しい知識、そして認知症の方に対する正しい理解を普及していくということが大変重要だというふうに考えております。

県としては、現在進められております国の認知症施策推進基本計画の策定を待つことなく、全国に先駆け、関係者の方々の御意見を丁寧にお伺いしながら、認知症の理解促進、早期発見、早期対応などを盛り込んだ長野県認知症政策推進計画を第9期長野県高齢者プランとともに本年3月に策定させていただいたところでございます。

また認知症基本法で定められました認知症月間であり今年9月には、多くの県民の皆様方の御理解、御協力を得られるよう、県内各地における普及啓発活動に重点的に取り組んだところでございます。この認知症施策推進基本計画に基づきまして、認知症の方を含めた全ての県民の皆様方が自分らしく暮らせる共生社会の構築を一層推進していきたいというふうに考えおります。

御提案がありましたこの認知症についての決意を示す宣言ということでございますけれども、多くの皆様方の理解を得ていくということが大変重要だと思います。当事者の方、あるいは関係者の皆様方と課題や方向感をまずは共有することが重要だというふうに思います。そ

のため、幅広い関係者の皆様方との合意形成を図りながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

〔39番清水純子君登壇〕

○39番（清水純子君）65歳以上の人口がピークとなる2040年に立ち向かうには、認知症に関する課題を外しては成り立たないと心から思っております。認知症に対する正しい知識と理解を進める中で、認知症サポーターも26万人を超え、この活動を進めていただいておりますし、さらなる展開への先ほどのチームオレンジ、16市町村、さらに77までしっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

また、正しい知識が広がっていないために認知症本人や家族が地域を頼ることができずに孤立につながっていく、こんな御相談もたくさんいただいている現状であります。そして、正しい情報が伝わっていないがために家族関係も損なわれていくという現状も、多々御相談をいただいている今日であります。

早期に軽度で、また、運動や生活改善などで進行を遅らせることができるこのような状況の中から、長野県で自分が望む生活を続けていくことが大事であります。2040年に向けて長野県が決意の宣言を行って、県民と共に先頭を切ってこの対策に挑んでいく。このことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時29分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

山田英喜議員。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）上田・小県郡区選出、自民党県議団の山田英喜です。一般質問をさせていただきます。

滋賀県において、保護司の男性が亡くなっているのが見つかри、男性が支援していた保護観察中の容疑者が殺人の疑いで逮捕された事件を受け、滋賀県議会での質疑や、保護司の団体が知事との意見交換を行うことで、保護司が抱える不安の軽減などに取り組む意見が出されているところであります。

私も、事件の後に、保護司を務められている何名かの方をお願いし、日頃の県や市町村、国

の保護司に対する関わり方や、活動の中で不安を感じている点などについて意見交換をする機会をいただけてきました。

保護司の皆様活動としては、犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や手助けを行うこと。また、犯罪予防活動、犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深めるために世論の啓発や地域社会の浄化に努めることなどがあります。

平成19年版犯罪白書によりますと、昭和23年から平成18年までの間に刑が確定した者のうち100万人を無作為に抽出し、分析したところ、初犯者が71.1%であるのに対し、再犯者は28.9%となっています。また、それぞれが起こした事件は、初犯者の起こした事件が42.3%であるのに対し、再犯者は57.7%を占めている。つまり、約3割の再犯者により約6割の犯罪が発生しており、再犯防止が重要な課題となっています。

現在、全国で約5万人、長野県で約1,000人の保護司がそれぞれの地域において活動しています。保護司は、法務大臣から委嘱を受け、身分上は非常勤の国家公務員とされておりますが、給与は支給されず、実質的には民間のボランティアであり、諸外国に例を見ない我が国独特の更生保護制度の特徴であります。

犯罪や非行の減少傾向は見られるものの、再犯や再非行が大きな社会問題となる中で、犯罪や非行の抑止と罪を犯した人の更生の場としても機能していた地域社会の力を活用して、根気よく接していけば人は変わる、同じ地域に住んでいる人が犯罪や非行を重ねなくても生きていけるようにしたいとの気持ちで活動している保護司の役割はますます大きくなっています。

このような背景を基に、次の5点についてお伺いします。

初めに、県の再犯防止推進計画が改定され、昨年度から第2次計画がスタートしました。この計画は、再犯防止と更生支援に重点を置くものとなりますが、今年5月に滋賀県で保護司が被害者となる事件が発生し、保護司に対する安全面での配慮の不足を感じるころでもあります。保護司が安心して活動できる環境整備や支援についても同計画に盛り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、再犯防止や更生保護は法務省の所管ですが、実際に現場を支えているのは、長野県に住み、地域に根差して活動する保護司や協力雇用主、企業であります。再犯防止の取組を効果的かつ効率的に進めるには、これらに加えて、自治体同士の連携が重要となります。再犯防止計画の市町村での策定を今後どのように推進していくのか。また、県として市町村とどのように連携し、協力体制を築いているのか。伺います。

上田地域の状況を確認しますと、一部の保護司はサポートセンターなどの施設を利用して面談を行う一方で、自宅で面談を行う保護司も多くいます。保護司が直接会い、対話を通じて人

間性に触れることは、更生支援において重要と感じますが、オンライン面接を併用することも一つの案として考えられます。

そこで、保護司が自宅での面接に不安を感じる場合に、例えば公民館のような職員が常駐する公共施設を面接場所として使用することができれば安全性が高まると考えます。全県に関わる課題でありますので、県から市町村に働きかけることはできないか。また、面接のオンライン実施等、安全性を高めるための新たな取組について伺います。

保護司は、地域の実情をよく理解しており、その特性を生かして、保護観察官と連携しながら保護観察の実施や犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関との連携など幅広い活動を行っています。しかし、近年は、高齢化に伴い保護司の数が減少しており、保護司の安定的な確保が課題となっています。保護司としての適任者を確保するため、県としてこれまでどう取り組み、今後どのように対応していくのか。ここまですら笹渕健康福祉部長に伺います。

次に、阿部知事に伺います。現在、保護司の高齢化が進み、人材の確保が困難な状況にあることを踏まえ、今後、保護司の支援や安全対策をどのように進めていくのか。保護司に対する長期的な支援について伺います。

次の質問に移ります。先月9月4日、大阪で開催された外国人土地取得問題勉強会では、全国で同じ問題意識を持つ約40名の地方議員が集まりました。講演者は、元農林水産省中部森林管理局長で、著書に「奪われる日本の森」や「サイレント国土買収」などを執筆されている平野秀樹先生でした。平野先生は、平成25年に長野県の環境審議会水資源保全地域指定専門委員会で委員長を務めていただいた方でもあります。

講演でも触れられていたのが、外資には大きく分けて2種類あるということ。一つは、世界が認める法治国家、これが欧米などの先進諸国となります。そしてもう一つが、中国、ロシア、北朝鮮などのそれ以外の国家、世界が法治国家だとは認め難い専制国家であるということです。

言うまでもなく、日本が特に注視しなくてはならないのが、近くに位置する中国、ロシア、北朝鮮の外資による土地や不動産の取得であります。国において外国人が日本の農地や森林を所有している状況を把握できていないという事実があることは周知のとおりです。

森林や農地に加えて、もう一つ大きな問題が、不動産土地の所有者不明問題です。所有者の移転、法人企業の法人名や住所の変更などにより所有者不明になっているケースが頻繁に起こっており、固定資産税などの税の徴収が行われず、その後に自治体が不納欠損処分をしてしまうケースが多いといえます。

法人が不動産土地を取得する場合ですと、最初を買収する法人仲介が日本企業であったとしても、外国資本の会社にすぐを買収されてしまうケース。その企業の外資の資本まで追うとなると、非常に困難になります。中には、その転売先の企業が代表者を替え、企業の住所の移転

を繰り返したりするケースがあると、行政としてその税の徴収先を追うことができない事態に陥ってしまいます。ましてや、そういったトラブルが起きた際に対応しなければいけない職員が、簡単な挨拶程度の語学はできたとしても、複雑化するトラブルに対してその対処を行うことは現実的にはかなり厳しいものであると推察できます。

私は、過去に外国資本による農地、森林、水資源の買収問題について3回一般質問で取り上げ、委員会でも取り上げさせていただきました。また、長野県議会からは、令和3年2月に国土保全の取組の更なる推進を求める意見書を国に対して提出していただきました。今回、大阪で開催された勉強会を通じて、参加した地方議員の皆様の幾つかの議会からも、この9月定例議会において同趣旨の意見書を国に提出しているとの情報をいただいております。

本来、日本国内の不動産は、日本人が所有し活用することを前提に税制度などがつくられているものと思います。外国人に日本の不動産をどんどん買ってもらえばいいと主張する方もおりますが、その考え方は、一時的には経済効果があったとしても、我々日本人が守っていくべき国柄をも根本から破壊しかねないと危惧しております。

そこで、これまでの進捗の確認を含めてお伺いいたします。

外国人による土地の所有状況は、現状では国の法整備が十分でないため、その全体像を把握できていません。所有状況を把握する一つ的手段として、固定資産税の賦課状況に関して調査を行うことが有効と考えられますが、県では市町村の固定資産税に係る外国人の納税義務者及び不納欠損額に占める割合を把握しておりますでしょうか。また、外国人への固定資産税の賦課徴収に関して市町村から相談がこれまでにあったか。中村企画振興部長に伺います。

次に、昨年2月の一般質問で、総合5か年計画において長野県豊かな水資源の保全に関する条例を活用し、目的が不明な土地取得取引などから県土や水資源を守ることを強化するとの御答弁がありました。また、全ての市町村に対する働きかけを強化し、保全指定が着実に進むように取り組んでいくと答弁をいただいておりますが、その後の進捗状況と具体的な取組内容について諏訪環境部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には保護司の安全対策と県の関わりについて4点お尋ねがございました。

初めに、再犯防止推進計画における保護司の安全確保についてでございます。

令和5年度に改定した再犯の防止等の推進に関する法律に基づく長野県再犯防止推進計画では、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく円滑に社会の一員として復帰できる、誰にでも居場所と出番のある長野県を目指しています。

この計画では、保護司による安心・安全な地域社会を築くための活動を支援することとして

おり、具体的には、更生保護法人長野県保護観察協会に対し、啓発や研修などの活動に要する経費の一部を補助しているところです。

保護司が安心して活動できる環境整備につきましては、まずは国において取り組むべき課題であると考えますが、関係機関等の意見を聞きつつ、同計画への記載を検討したいと考えております。

二つ目に、市町村との連携・協力体制についてでございます。

県では、長野県再犯防止推進計画に基づき、行政関係者を対象に再犯防止に関する理解の促進、計画策定に向けた支援を行うこととしております。

昨年度は、県内の市町村を含む関係機関を交えた再犯防止推進会議を実施し、再犯防止に関する取組の共有や再犯防止推進計画についての理解促進、また、既に策定した市町村からの事例発表を行うなど、市町村における計画策定に向けた支援を行いました。

今年度は、推進会議について、集合形式を含めたより充実した内容で実施し、計画の意義を深く共有するとともに、策定方法に係る情報提供を行うなど、市町村における計画策定に向けた取組が一層進むよう積極的に働きかけてまいります。

三つ目に、保護司の面接の安全確保策についてでございます。

面接場所の確保については、総務省、法務省保護局の連名で、本年7月に、都道府県知事、市町村長宛てに、面接場所の確保に対する協力を求める通知が発出されたところであり、県からも市町村に協力を求める通知を行ったところでございます。

また、面接等の方法については、保護司制度を所管する法務省が9月27日に開催した持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会において、複数人の保護司による面接の活用や緊急時の保護観察所との連絡体制強化等が提言されたものと承知しており、こうした国の動向を踏まえ、今後県として必要な対応を検討してまいります。

最後に、保護司の確保策についてでございます。

先ほど申し上げました法務省による検討会で取りまとめられた最終報告書において、保護司の任期の延長や退任年齢の引上げなどが盛り込まれ、今後、保護司法等の改正で具体化されるものと承知しております。保護司の確保は、一義的には国において検討、実施されるものと考えてはおりますが、こうした国の検討状況等も踏まえ、国からの要請に応じ、今後対応を検討してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には保護司の皆様方に対する長期的な支援についての所見という御質問を頂戴いたしました。

保護司の皆様方には、保護観察対象者の社会復帰や自立を支えていただくという大変重要な役割を果たしてきていただいておりますことに、この場をお借りして深く感謝を申し上げますとともに、日頃の活動に深く敬意を表したいと思います。

県としては、保護司の皆さんが行う活動の重要性を認識し、これまでも知事表彰を行ったり、保護観察協会に対する財政的な支援を行ったりということに取り組んできております。御質問にもありましたように、保護司の方々是非常勤の国家公務員ということでもありますので、保護司の方々の安全対策等については基本的には国を中心に御検討いただくことが重要だと思います。ただ、やはり地域の皆さんのために御尽力いただいているの方々でありますし、また、長野県がこれから安心・安全な社会をつくっていく上で重要な役割を果たしていただいているというふうに考えております。

そういうことを考えますと、誰にでも居場所と出番がある長野県をつくっていこうという観点からも、我々は保護司の方々ともっと密接に関わっていくことが必要ではないかというふうに思います。課題の共有や連携の強化をぜひ進めてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、保護司の方々が効果的かつ安全に活動していただくことができるように県としても支援をしていきたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には固定資産税賦課状況に関する外国人の方の関係について御質問がありました。

県では、市町村における固定資産税の納税義務者数及び不納欠損額については各種調査を通じて把握しておりますが、日本人、外国人別の内訳までは把握しておりません。また、現時点において、市町村から外国人への固定資産税の賦課徴収に関して問題が生じているといった具体的な相談は寄せられておりません。

一般に、外国人の住民の方については、言葉の問題で行政の施策やサービスが伝わりにくいケースもあるものと認識しておりますが、人口減少社会において、外国人住民の増加が見込まれることから、税の仕組みも含めた生活情報を外国人住民の方にもより一層分かりやすく周知することに市町村と共に取り組んでまいります。

以上です。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）水資源保全条例に基づく保全地域指定の進捗状況と具体的な取組についてのお尋ねでございます。

まず、進捗状況でございますが、水資源保全地域の指定数につきましては、令和3年2月以

降新規指定がなく、現時点で6市町村23水源にとどまっている状況でございます。また、現在2市町から2か所の水源の指定に向けた具体的な相談があり、早期の指定を目指して手続面での助言を行っているところでございます。

市町村に対して条例の趣旨説明や指定申出の呼びかけを行ってきておりますが、指定が進まない要因として、保全地域の調査対象範囲が広範囲でありまして、土地所有者等の調査把握や説明、周知が非常に大変なことなどから、指定の申出まで至らないとの声をお聞きしているところでございます。

そこで、この状況を打破するため、土地所有者等の把握方法や制度の周知方法、指定申出書の作成手順などを具体的に分かりやすく示した事務処理手引書の整備に着手することといたしました。さらに、指定の意向があるものの申出に至っていない市町村に対して、個別に課題解決に向けた助言を行い、指定につなげていくなど、取組を強化してまいります。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君） 答弁をいただき、外国人の不能欠損に占める割合や国籍までは把握していないということ、また、確かに不納欠損のごく一部のところでありますので、把握するには、意識を向けて調査をしていくしかないのかなと感じております。

県でも把握に努めていただきたいところではありますが、毎年不納欠損の多い自治体は幾つか決まったところでありますので、私もそこを中心に調査をしていきたいと考えております。

アメリカやオーストラリアなど今まで移民を積極的に受け入れてきた国が、ここ最近、規制を強化して、受入れを制限してきています。いまだ労働者が不足している状況にあるにもかかわらず規制をしているその背景には、将来的なインフレの解消や、DXやロボットを活用していくことで先進技術の進展による生産性の向上と労働者不足の転換点が見据えることと言われております。

先月、「The Mainichi」という日本のニュースを外国人向けに提供する記事の中で、アメリカへの移住が難しくなったことを受け、多くの中国人が日本に移住しているとの記事がありました。国内各地に点在する中華街などの状況を含め、莫大な資金力を持った中国人が、今、多くの不動産を購入しているとのことであります。

外国人による不動産取得状況の調査は、現時点では市町村、県、国、どこが行うのか曖昧な状況ではありますが、どこかが率先して動いていかなくは進んでいかないと感じております。長野県にも危機感を持っていただき、国が早期に動いていただくことを期待しております。

そして、保護司の安全性の確保といった部分では、人は誰しも犯罪者として生まれてくるわけではなく、人生の中で様々な出来事や人との関わりによってその歩む道が形成されます。今回、更生保護活動において尊い命が失われました。強い使命感を持ち取り組んでいただい

る保護司の皆さんが活動しやすい環境の整備に引き続き取り組んでいただけるよう期待いたします。また、私の一般質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、二地域居住促進について3点、ドローンの利活用について5点、一括にて質問をさせていただきます。

まずは本県における二地域居住の促進についてであります。

本年5月、改正広域的な地域活性化基盤整備法が成立いたしました。法改正の背景には、加速する人口減少社会を見据え、地方への人の流れを生み、地域の担い手の確保や消費等の需要拡大、新たなビジネスや雇用創出、関係人口の創出拡大等に寄与し、東京一極集中の是正や地方創生に資するものであるとされております。

また、コロナ禍を契機にテレワークが一気に広まり、働き方や暮らし方の多様化も進み、転職なき移住という言葉が生まれるなど、一つの場所にとらわれない働き方、暮らし方の可能性や期待感も高まってきております。

改正法では、二地域居住が初めて定義づけられ、市町村自身が二地域居住を促進できるような制度設計や、公民連携による協議会等を設置できる立てつけとなっております。さらに、この秋には、全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームが立ち上がり、今まで以上に二地域居住促進への動きが活発になることが予想されます。

また、国土交通省の二地域居住に関するアンケート調査では、現在、全国で約701万人が二地域居住等を行っているとは推定され、今後、通勤・通学先以外で二地域居住等を行いたいとの関心層が3割いるなど、若い世代を中心に関心が高まっているわけであります。

一方、地元の伊那市では、首都圏と伊那市において二地域居住生活を送る方と実生活において話をすることがありますが、仕事面においてもプライベート面においても人との交流がプラスに働いていることや、心身ともに健康になったという充実した暮らしぶりが伝わってきます。しかし、その一方で、生活費や交通費、移動時間など金銭的、時間的な負担感から、いつまで続けられるのかと不安を感じている様子も見受けられます。

そうした状況を踏まえ、今後、通勤・通学先以外で二地域居住を行いたいという関心の高まりにこたえていくためには、居住先や空き家物件情報の提供、地域での仕事に関する支援、テレワーク実践者への支援、そして子育てや教育に関する支援の充実など、行政が取り組む課題は大きいと考えます。

これまで、行政の人口減少対策の王道は、子育て支援を充実し、定住人口の社会増を目指す

ことでありましたけれども、きっかけ戦略として、移住・定住よりもハードルが低く、関係人口、つながり人口を増やすことができる二地域居住者を迎え入れる取組に特色を出す必要を強く感じるわけであります。

たとえ完全移住でなくとも、地域での消費拡大や、二地域居住を行う若者がIT企業勤務やフリーランスのエンジニアであることも多く、副業として県内企業で働くことができれば、県内の中小企業・小規模事業者が頭を抱えているIT人材、DX人材の確保にも結びつくわけであります。

そこで、二地域居住を取り巻く環境を整理してみますと、戦略的には、住まい、なりわい、コミュニティ、この三つの要素が重要であると言われております。住まいについては、空き家の活用やお試し居住、シェアハウスの整備などが挙げられ、なりわいについては、コワーキングスペース整備に対する補助や、ダブルワーク、副業、職業マッチングなどが挙げられるかと思えます。コミュニティについても、以前はよそ者という風潮がありましたけれども、地元の伊那では、受入れ態勢と同時に、ウェルカムの雰囲気も広まってきている上、高齢化するコミュニティの担い手となる好事例も見受けられるようになってきました。

そこで、本県において、本年度、信州回帰プロジェクト、つながり人口創出・拡大に向け、移住・交流推進事業が計画されております。ただし、移住者向けと二地域居住者向けの取組については、ニーズや支援策について若干の違いがあるため、さらなる整理が必要であると考えます。

改正広域的地域活性化基盤整備法において、県が二地域居住の項目を含む広域的地域活性化基盤整備計画を策定すると、県と連携した市町村が特定居住促進計画を作成できるなど、指定された地域では、空き家を活用した住まいの確保やテレワークの拠点設置、地域交通の実証など、取組に対して国の補助を受けやすい状況となりますので、今回の法改正は一つのチャンスであると考えます。

そこで、中村企画振興部長に2点お伺いいたします。

1点目として、当県における二地域居住のポテンシャル、県としてのこれまでの取組状況と成果、今後の取組計画についてお伺いいたします。

2点目として、二地域居住促進に向け、全国二地域居住等促進協議会には、私の地元、伊那市をはじめ、箕輪町、南箕輪村も含め、県内34の市町村が入会されています。各市町村において、特定居住促進計画の策定を進めるに当たり、広域的な政策との整合性を考えると、県としての協力やサポートが重要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

そして、阿部知事に1点お伺いいたします。

改正広域的地域活性化基盤整備法の成立をはじめ、国として二地域居住の促進を加速する動

きが見えますが、二地域居住を取り巻く環境と今後の展望について、全国二地域居住等促進協議会の阿部会長としてのお考えと、長野県の阿部知事としてのお考えをお伺いたします。

続いて、長野県のドローン利活用についてであります。

ドローン元年と言われた2015年を境に、ドローン行政が大きく転換し、ドローンの飛行を規制する法律やドローン利活用促進に向けた制度等が整備され始め、2022年12月の法改正では、中山間地に加えて、都市部においても目視外飛行ができるレベル4が解禁されました。つまり、人家や道路の上を通過する最短距離をルートに設定でき、離れた場所からリモートで飛ばせるなど、ドローン利活用の幅が大きく広がったわけでございます。

また、ドローンの機体そのものの性能も上がり、安全を担保しつつ運用可能になってきていることや、基本的にバッテリーを使用するので、二酸化炭素を排出せず、環境保全、SDGsの観点からも、県内においても様々な分野においてドローン利活用が加速してきているわけがあります。

さらに、ドローンの利活用を通じて、ドローンの開発、製造、販売、サービス提供等関連産業の振興や関連企業の誘致、地元の企業の育成など、地域経済の活性化につながる効果も期待でき、実際、目に見える効果を上げてきている地域もございます。

その一つが、私の地元である伊那市であります。ドローン物流による買物支援サービスや無人VTOL機による物資輸送サービス、アジャイルドローンによる橋梁点検など、もう既に社会実装、実運用のフェーズに進み、日々の生活に密着したサービス、取組もあります。

さらに、ドローンの利活用のみならず、大手企業と地元企業とのビジネスマッチングやドローン関連事業による雇用創出など、地域の課題解決に加えて、地域経済活性化への貢献度も非常に高くなっているわけでもあります。

今後、県内においてドローン利活用促進を進める上で、現状、行政の取組について整理を試みますと、まずは直接的な取組として、行政業務におけるドローン利活用が挙げられます。もちろん、長野県でも、各部局において災害対応、防災インフラ点検、建設土木、林業、鳥獣被害対策と積極的に利活用されていることは承知しております。

そして、間接的な取組として、地域振興や産業振興につなげるケースであります。労働力不足が課題となっている物流分野における利活用や、農業、林業、観光、教育、そして医療分野など、さらなる県内企業との連携や支援についても期待するところであります。

また、本県においては、本年度、次世代空モビリティへの取組として、信州次世代空モビリティ活用推進事業が計画されていることに加えて、先月6日の信州次世代空モビリティ活用推進協議会の総会では、阿部知事の御挨拶をはじめ、講演内容、取組紹介をお聞きする中で、県としての取組に期待感を強くしたところでございます。

そこで、中村企画振興部長に3点お伺いたします。

1点目として、現在、県の行政業務に関するドローン利活用において、各部署のドローン保有台数、ドローンの使用頻度、操縦可能な人材、外部への委託業務の有無等の状況及び代表的な取組も含めて、現状についてお伺いたします。

2点目として、現在、各部署においてドローン利活用が進められている中、さらなる促進を目指し、県のドローン利活用事例や最新情報、関連法令、ガイドラインなどを一元管理することや、各部署の担当者の意見交換の場をつくるなど、全庁横断型のドローン利活用に向けた仕組みづくりが必要と考えますが、御所見をお伺いたします。

3点目として、長野県においてドローンの利活用を進める上で、今ほどの全庁横断型のドローン利活用推進に向けた仕組みづくりと同様に、産学官の連携についても重要と考えますが、信州次世代空モビリティ活用推進協議会の取組も含めて、今後の見通しについてお伺いたします。

続いて、新田建設部長に2点お伺いたします。

1点目として、ドローン利活用を進める上で、インフラ施設点検は、業務の効率化、コスト削減、安全性の向上など効果が期待される中、県では、6月にカメラを搭載したドローンを活用した砂防施設点検の実証実験が行われました。県内には約2万か所の砂防施設が存在しており、道路や橋梁などを含めると、インフラ施設は相当の数となります。これらのインフラ施設を点検するためにドローンの利活用は重要と考えますが、現状と課題についてお伺いたします。

2点目として、平常時からインフラ施設の点検、測量に加えて、災害時の情報収集など、建設分野や土木分野でのドローン利活用に大きな可能性を感じますが、建設部としてこれらの分野におけるドローン利活用の現状及び今後の展望についてお伺いたします。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には二地域居住とドローンについて合計5問御質問をいただきました。

まず、二地域居住についてでございます。

二地域居住の本県のポテンシャルについてでございますが、本県は大都市圏とのアクセスに恵まれながらも豊かな自然と触れ合いながら生活が送れること、また、信州リゾートテレワークとして100を超えるテレワーク拠点が整備されていることなどから、二地域居住の適地として高いポテンシャルを有すると考えております。

これまでの取組状況等でございますが、県では、二地域居住の促進が地域の人材確保や課題解決の可能性を広げると考え、これまでも、二地域居住を含め、多様な形で信州に思いを寄せ

てくださる県外の方々とのつながりをつくるつながり人口の創出・拡大を推進してまいりました。

具体的には、空き家の改修を交流イベントにすることで都市部と地域の住民が交流を深める共創人口構築事業を令和4年度から実施し、延べ約600人の参加があったほか、都市部の住民が県内に体験的に住みながら仕事をするおためしナガノの事業では、参加者の約7割となる90組が事業終了後も拠点を県内に維持するなど、着実に成果を上げているところでございます。

現在、人口戦略（仮称）の策定に当たり、移住に加え、二地域居住等の促進を重要なテーマと考えておりまして、県民や市町村の皆様の御意見を踏まえ、議論を深める中で、今後の取組や目標の設定についても検討してまいります。

次に、特定居住促進計画策定に向けた県の支援についてでございます。

市町村が二地域居住に関する基本的な方針を定める特定居住促進計画については、地域の実情を踏まえ、市町村が主体的に策定の判断をするものでございますが、策定により、議員もおっしゃったように、補助金や各種制度など様々な面での特例があることや、広域的な二地域居住促進の観点から、県としても市町村の策定を支援することが必要と考えております。具体的には、法律成立直後の今年5月に、国土交通省職員を講師に招き、県内市町村に向けた制度に関する研修会を開催したところです。

今後、国から自治体向けに計画策定に関するガイドライン等が示される予定でありまして、建設部をはじめ庁内各部局と共に、国の動向を注視しながら、引き続ききめ細やかな情報提供や支援に努めてまいります。

次に、ドローンの利活用状況についてでございます。

県の各部局においては、インフラ等の測量や災害時の被災状況調査、設備点検、広報目的での空撮など、様々な業務でドローンの利活用を進めております。

令和5年度末時点では、全庁でドローンを135台保有しておりまして、390人の職員が操縦技能を有しているところです。部局別では、例えば、建設部では34台で年間269回、災害時のインフラの状況調査等に、林務部では22台で年間122回、山地災害の被害状況の調査や森林整備の事前調査等に、農政部では13台で年間94回、地すべりの確認やため池の測量等に利用しております。

また、ドローン活用業務の外部委託について、令和5年度は空撮によるインフラや山地災害現場等の測量をはじめとして、防災に関するPR動画の作成、赤外線によるニホンジカの生息状況調査などを実施したところでございます。

次に、ドローンの利活用促進に向けた全庁横断型の仕組みづくりについてでございます。

ドローンや空飛ぶクルマなどの次世代空モビリティの利活用の推進に向けては、昨年9月

に、企画振興部が事務局となりまして、信州次世代空モビリティ活用推進協議会を設立しており、県内外の自治体や企業等の連携だけでなく、庁内の横断的な取組の枠組みとしても機能しているところです。

本協議会では、次世代空モビリティに関連する制度や手続等の最新情報をホームページに掲載するほか、先進事例の勉強会を開催するなど、情報共有や意見交換を行っております。最近では、8月に災害時のドローン活用勉強会を危機管理部と連携して開催し、能登半島地震での事例や制度等の紹介を行い、理解を深めました。

また、協議会の活動のほかにも、例えば、平時、災害時両面でのドローン活用の検討を進めている木曾地域振興局と本庁関係部局が情報を共有する場を随時設けるなど、取組に応じた庁内連携を深めております。

ドローンのような新技術は、今後の施策に当たっての新たなインフラとも言えるものでございまして、各分野に共通する課題もあると思います。各分野とも連携しながら、全庁的にドローンの利活用を推進してまいります。

最後に、ドローンの利活用推進に向けた産学官連携についてでございます。

信州次世代空モビリティ活用推進協議会は、県内外の自治体や、機体メーカー、運航関連、観光関連などの様々な企業、教育機関、金融機関などが参画しており、設立時95団体だった会員数は、現在149団体にまで増加しております。

本協議会では、昨年度、産学官それぞれの関係者が自らの役割を踏まえて方向性を共有しながら取組を進めていくために、今後の次世代空モビリティの利活用に向けた将来ビジョンとロードマップを策定しております。

今年度は、このロードマップを踏まえて、ドローンを活用した新たな事業モデルの構築に向けて、山間部、高原における荷物輸送をテーマとして、産学官の具体的な役割を確認しながら検討を進めております。

また、県として、空撮や農薬散布などの社会実装済みのドローンサービスの普及に向けて、サービスの提供者と利用者をつなぐマッチングサイトを整備するほか、企業等に向けた補助金を創設し、本県の特徴や課題を踏まえた新たなドローン活用モデルの構築の取組を支援しているところです。

今後とも、協議会の枠組みを最大限活用し、産学官それぞれの関係者がビジョンを共有しながら連携して取組を進められるよう努めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、二地域居住の促進に関連して、二地域居住を取り巻く環境と今

後の展望について、全国二地域居住等促進協議会会長としての立場、それから知事としての立場、両面で問うという御質問をいただきました。

まず、二地域居住を取り巻く環境でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークをはじめとして、場所にとらわれない新たな働き方、暮らし方が大分浸透してきているというふうに考えております。

そうした中、複数の拠点を行き来する二地域居住、移住を実施される皆さんにとっては、先ほど御質問にもありましたように、非常に自然豊かなところで暮らして気分をリフレッシュできるといったようなプラスの効果がありますし、また、併せて、新しいビジネスの創出や地域の活性化や担い手確保、こうした地方創生につながる取組だというふうに考えております。今般、改正広域的地域活性化基盤整備法が成立いたしましたので、こうした二地域居住の取組は全国的にさらに進んでいくことが期待されているというふうに受け止めております。

今後の展望ということでございますが、まず全国的な動きとしては、設立時から全国二地域居住等促進協議会で会長を務めさせていただいておりますが、全国の自治体と共に先進事例の共有やシンポジウムの開催など二地域居住を促進する機運を高めるための取組を行ってきたところでございます。

現在、自治体だけでなく、企業や様々な各種団体等も参画いただく官民連携の組織に発展的に改組しようということで協議を行っているところでございます。このことによりまして、二地域居住に向けたさらなる課題の解決、一層の機運醸成につなげていきたいというふうに考えております。

また、全国的に取り組むことが必要な二地域居住向け住宅のリフォーム支援や交通費の負担軽減などは、やはり国の関係省庁や全国的な交通事業者に動いていただかないといけない課題であります。全国組織としては、そうした全国で共通の課題について問題意識を共有しながら行動していきたいというふうに思います。

また一方、長野県といたしましては、まさに大都市圏と近接している地理的条件や自然の豊かさなど私たち信州の魅力や強みを最大限に生かすことができるのがこの二地域居住というふうに考えております。そうした観点で、今回の人口戦略の柱に移住、二地域居住をしっかりと位置づけて取り組んでいきたいというふうに考えております。

市町村、企業をはじめ、様々な主体の皆様方とも連携しながら、これは県内だけではなく、都市部、大都市部の関係者の皆様方ともいろいろな形をつながりをつくりながら、多くの方に二地域居住先として選んでいただくことができる県づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） 私にはドローンについて2点御質問をいただきました。

まず、ドローンを活用したインフラ点検の現状と課題についてのお尋ねです。

インフラ点検の分野では、大規模盛土や長大のり面などの道路施設点検において、ドローンなどを含むUAVを活用した点検手法の検討を進めているところでございます。さらには、砂防施設点検において、公募により16社のUAVを現地に持ち込み、従来手法である目視点検との比較による実証実験を進めているところであります。

本県では、御指摘の砂防施設約2万か所をはじめ、国県道約5,200キロ、一級河川約4,800キロ、都市公園8か所など多くの公共土木施設を管理しております。これらを適切かつ効率的に点検・維持管理するために、ドローンを含む新技術の活用にあたっては、構造物の違いに応じて求められる点検制度やその効率性などが課題であり、これらを検証し、早期に実装につなげることが必要であると考えておるところでございます。

次に、ドローンの利活用の現状及び今後の展望についてのお尋ねでございます。

議員御発言のとおり、自然災害が頻発化、激甚化する中、また、人口減少社会において担い手が不足する中、効率化、コスト縮減、安全性の向上などの観点で、ドローンなどを含むUAVの利活用については大きな期待を寄せているところでございます。

本県では、平常時の測量業務において、ドローンなどUAVによる地形の点群データの取得などを発注し、民間企業の活用を促しているほか、建設部の16あります現地事務所の全てにドローンを配備し、特に災害時の情報把握や初動の対応の迅速化などで利活用の取組を進めております。

反面、さらなる普及には、災害時の通信断絶、運用時の安全確保、風の影響や夜間の運航、長時間の航行などの課題もあると考えており、建設部では、道路などの公共土木施設や土砂災害状況などの把握において様々な条件下での10キロ以上の長距離、長時間の目視外飛行による実証実験を行っているところでございます。

こうした実証実験や技術開発により、安全かつ効率的なドローンなどのUAVの利活用にさらに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君） ただいまそれぞれ御答弁をいただきました。

二地域居住については、移住・定住と比較して、スタートの切りやすさという面ではハードルが低いわけですが、実際、メインとサブの住宅環境を整えるなど、二地域居住に伴う個人負担は大きいわけですので、県としての個人負担の軽減につながる支援とともに、

阿部知事の積極的なお考えの下、長野県の強みを前面に打ち出した二地域居住の促進に向けた取組に期待しております。

ドローンの利活用については、中村企画振興部長、新田建設部長の御答弁の内容から、現状把握と今後の大きな可能性を感じることができました。

さらに、行政業務におけるドローンの利活用に加えて、技術開発、規制緩和、採算性の向上などドローン分野の発展、産業振興につながることも視野に、県としての取組に期待をして今回の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明4日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時22分延会